

石巻市高齢者福祉計画・  
第6期介護保険事業計画

【平成27年度～平成29年度】

平成27年3月  
石 巻 市



# 目 次

<b>第 I 部 総 論</b> .....	<b>1</b>
<b>第 1 章 計画の概要</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	3
(1) 少子高齢化の進展と石巻市の現状 .....	3
(2) 計画策定の趣旨 .....	3
(3) 介護保険制度の改正 .....	4
2 計画の位置づけと計画期間 .....	5
(1) 計画の根拠法令と性格 .....	5
(2) 他の計画等との関係 .....	5
(3) 計画の期間 .....	5
3 計画の策定体制 .....	6
(1) 石巻市介護保険運営審議会による審議 .....	6
(2) アンケート調査の実施 .....	6
(3) パブリックコメントの実施 .....	7
4 計画の進行管理 .....	7
<b>第 2 章 高齢者を取り巻く現状と将来像</b> .....	<b>8</b>
1 石巻市の高齢者の生活機能リスク分析（アンケート調査より） .....	8
(1) 65歳以上の高齢者の状況 .....	8
(2) 健康状態別の比較 .....	8
(3) 家族状況別の比較 .....	9
2 人口及び要支援・要介護認定者数の推移と推計 .....	10
(1) 人口と高齢者数の推移と推計 .....	10
(2) 高齢者のいる世帯の状況 .....	11
(3) 被保険者数の推移と推計 .....	12
(4) 要支援・要介護認定者数の推移と推計 .....	12
3 介護保険事業の状況 .....	14
(1) 介護保険サービスの利用状況 .....	14
(2) 介護給付費の状況 .....	16
(3) 第 5 期介護保険事業計画における計画値と実績値 .....	18
<b>第 3 章 計画の基本的考え方</b> .....	<b>22</b>
1 基本理念 .....	22
2 基本方針 .....	23
3 施策の体系 .....	24
4 介護サービス基盤と日常生活圏域の設定 .....	26
(1) 石巻市の地区別人口 .....	26

(2) 介護サービス基盤の状況 .....	27
(3) 日常生活圏域の設定 .....	28
<b>第Ⅱ部 各論（施策編） .....</b>	<b>29</b>
<b>第4章 生きがいくりと社会参加の促進 .....</b>	<b>31</b>
1 高齢者の生きがいくり支援 .....	31
(1) 高齢者の生きがいと創造の事業 .....	31
(2) 高齢者スポーツ大会 .....	32
(3) 敬老会 .....	32
(4) 敬老祝金支給事業 .....	32
(5) 老人福祉センター等運営事業 .....	33
2 高齢者の社会参加の促進 .....	36
(1) 老人クラブ活動助成事業 .....	36
<b>第5章 健康づくりと介護予防の推進 .....</b>	<b>37</b>
1 健康づくり事業の推進 .....	37
(1) 高齢者のための健康づくり事業 .....	37
(2) 高齢者のためのダンベル体操事業 .....	38
2 介護予防事業の推進 .....	39
(1) 介護予防普及啓発事業 .....	39
(2) 介護予防把握事業 .....	39
(3) 訪問指導員派遣事業 .....	39
(4) 機能訓練訪問事業 .....	39
(5) 通所型介護予防事業 .....	40
(6) 地域介護予防活動支援事業 .....	41
(7) 遊びりテーション事業 .....	41
(8) デイサービス事業 .....	41
(9) 「食」の自立支援事業 .....	42
(10) 訪問型サービス事業 .....	42
(11) 通所型サービス事業 .....	42
<b>第6章 要支援・要介護者支援の充実 .....</b>	<b>43</b>
1 介護サービス基盤の整備・充実 .....	43
2 介護サービス量の見込み .....	44
(1) 介護予防サービス／居宅サービス .....	44
(2) 地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス .....	49
(3) 施設サービス .....	52
(4) その他のサービス .....	54
3 介護サービスの質の向上 .....	55
(1) 制度の周知徹底 .....	55

(2) 苦情処理	55
(3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上	55
(4) サービス事業者の指導・監督	55
(5) 介護事業所等の人材確保・人材育成	56
(6) 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援	56
(7) 情報開示とサービス評価体制の充実	56
(8) 事業者間の連携の支援	56
(9) 適正化事業の推進	56
(10) 離島介護対策事業	57
4 介護する家族等への支援の充実	58
(1) 住宅改修支援事業	58
(2) 高額介護サービス費貸付事業	58
(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	58
(4) 家族介護慰労金支給事業	59
(5) 介護用品支給事業	59
5 介護保険事業費の見込み	60
(1) 介護サービス給付費見込額	60
(2) 標準給付費見込額	63
(3) 地域支援事業費見込額	64
(4) 保健福祉事業費見込額	64
6 第1号被保険者の保険料	65
(1) 介護保険料算出の考え方	65
(2) 第1号被保険者保険料の段階設定	67
(3) 保険料の算出	68
<b>第7章 地域包括ケアシステムの構築</b>	<b>70</b>
(1) 基本方針	70
(2) コンセプト	71
(3) 導入当初の推進体制	72
(4) 石巻市地域包括ケア推進協議会の運営	73
(5) 包括ケアセンターの運営	74
(6) 地域支え合い体制づくりの推進	74
1 地域で支え合う仕組みづくりの推進	75
(1) 地域包括支援センター活動支援	75
(2) 地域包括ケアのコーディネート	76
(3) 地域ケア会議開催等の支援	77
(4) 相談体制の充実	77
(5) 災害時要援護対策	77
(6) 地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供	78
2 高齢者の生活支援の充実	79

(1) ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業	79
(2) バリアフリー住宅普及促進事業	79
(3) 外出支援サービス事業	80
(4) 訪問理美容サービス事業	80
(5) 高齢者日常生活用具給付等事業	80
(6) 高齢者世話付住宅事業	81
(7) 高齢者保護措置事業	81
(8) 養護老人ホーム	82
(9) 住民の交流の場づくり事業	82
3 認知症高齢者・家族への支援の充実	83
(1) 認知症ケアパスの構築	84
(2) 認知症地域支援推進員の配置	84
(3) 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成	84
(4) 認知症相談会	85
(5) 若年性認知症への対応	85
(6) 徘徊高齢者SOSネットワーク事業	85
(7) 脳活性化事業	86
(8) 地域密着型介護サービスの充実	86
4 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実	87
(1) 成年後見制度利用支援事業	87
(2) 高齢者虐待への組織的対応	88
(3) 高齢者虐待対応体制	89
5 医療との連携の充実	90
(1) 介護サービス事業者と医療機関等の連携強化	90
(2) 在宅療養に向けた体制の整備	91
(3) 在宅医療提供に向けた取り組み	91
6 高齢者の居住環境の充実	92
(1) 住宅改修・福祉用具利用の支援	92
7 生活支援サービスの体制整備	93
(1) 地域づくり支援事業	93
(2) 多職種連携会議等の開催	93
<b>第8章 震災からの再生期における高齢者支援</b>	<b>94</b>
1 被災高齢者の健康支援と医療の確保	94
(1) 心のケアの実施	94
(2) 生活習慣病・生活不活発病の予防	95
(3) 栄養・食生活支援及び口腔ケア対策の実施	95
(4) 再生期における診療体制の整備	96
2 被災高齢者への生活支援	97
(1) 相談支援等の充実	97

(2) 見守り等の実施 .....	97
3 被災高齢者を支える地域づくり .....	98
(1) 民生委員・児童委員活動の推進 .....	98
(2) 各種福祉サービスとサービス事業者への支援 .....	98
(3) 適切な支援をつなぐ地域づくり .....	98
(4) 災害時における要援護者への対応策の強化 .....	98
<b>資 料 編 .....</b>	<b>99</b>
1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過 .....	101
2 石巻市介護保険条例(抜粋) .....	102
3 石巻市介護保険運営審議会・地域包括支援センター運営協議会委員名簿 .....	103
4 認知症に関する日常生活自立度の判定基準 .....	104





# 第I部 総論



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 少子高齢化の進展と石巻市の現状

少子高齢化が急激に進展するわが国では、総人口は長期の減少過程に入っている一方、高齢者人口は増加しており、団塊の世代（昭和22年～24年生まれの第1次ベビーブーム世代）が平成37年（2025年）には75歳以上となり、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、地域で暮らす高齢者の生活を総合的に支援する仕組みづくりが課題となっています。

石巻市においても、平成26年9月末現在、高齢者人口は43,403人、高齢化率は28.9%であり、「市民の3.5人に1人が高齢者」という状況です。また、東日本大震災の未曾有の被害により、今も多くの被災者が仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされています。

今後、復興公営住宅等への移転が本格化しますが、環境の変化は高齢者にとって大きな負担であり、コミュニティ意識の希薄化も加わり、閉じこもりや生活不活発状態の増加が懸念されることから、被災者が健康で安定した生活を取り戻すため継続した支援が不可欠です。

### (2) 計画策定の趣旨

本市では、被災者を最後のひとりまで支え、安心した生活を取り戻していただくとともに、少子高齢化の進展を見据え、中長期的な視点で、高齢者のみならず障がいのある方や子育て世代等も対象とした「“次世代型”の地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

2025年を見据え、要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医師会や歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携しながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム実現のため、「石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」では、日常生活圏域ニーズ調査による高齢者のニーズ等の把握や第5期の事業計画の実績を反映し、高齢者福祉の充実と介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を推計しています。また、医療と介護の連携を図りながら、認知症対策や介護予防の充実を推進するとともに、これまでの専門的なサービスに加え住民主体の多様なサービスの提供体制整備に取り組みます。

### (3) 介護保険制度の改正

平成26年6月に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、介護保険制度が平成27年度から改正されることとなりました。主な改正点は次のとおりです。

#### ①地域包括ケアシステムの構築

##### ■サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援サービスの充実・強化

##### ■重点化・効率化

- ・全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化

※既存の介護事業所によるサービスに加え、住民ボランティアやNPO・民間企業・協同組合等による多様なサービスの提供が可能となります。

- ・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、在宅での生活が困難な中重度の要介護3以上に限定

※要介護1・2については、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は特例的に入所が可能です。

#### ②費用負担の公平化

##### ■低所得者の保険料軽減を拡充

- ・低所得者の保険料軽減割合を段階的に実施

※軽減例として、年金収入80万円以下の場合、平成27・28年度は50%軽減から55%軽減、平成29年度は70%軽減に拡大されます。

##### ■重点化・効率化

- ・一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
- ・低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加

## 2 計画の位置づけと計画期間

### (1) 計画の根拠法令と性格

#### ■高齢者福祉計画

老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8に規定される計画であり、各市町村が住民に最も身近な行政主体として、地域の高齢者の需要と将来必要な福祉サービスの量を明らかにしつつ、将来必要とされるサービス提供体制の計画的な整備に関する内容等を定めます。

#### ■介護保険事業計画

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条に規定される計画であり、市町村の各年度における介護サービスの種類毎の量の見込み、介護サービスの見込み量の確保のための方策、介護サービスの円滑な提供を図るための事業やその他保険給付の円滑な実施のための必要な事項等を定めます。

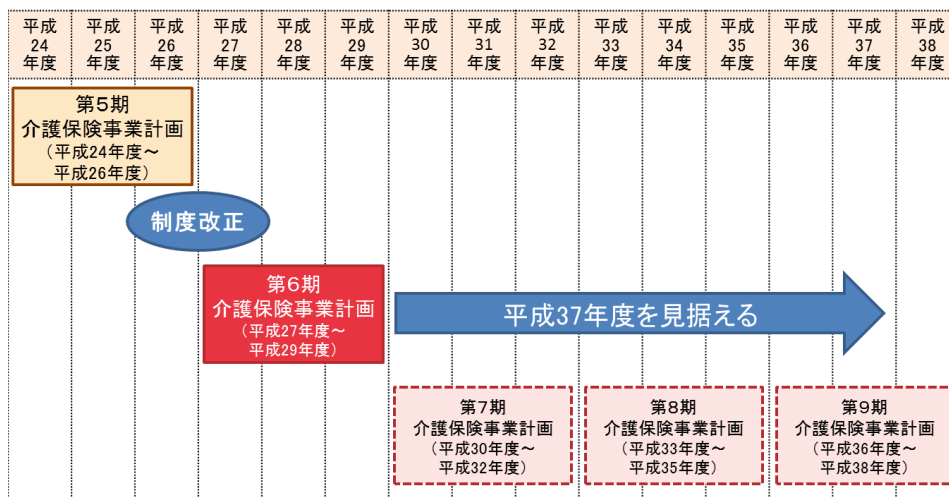
### (2) 他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である石巻市総合計画の部門別計画として位置づけ、国の指針をはじめ、宮城県の地域医療計画、医療費適正化計画、高齢者居住安定確保計画等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する地域福祉計画をはじめ、健康増進計画等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

本計画は、平成37年度に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しながら、在宅医療と介護の連携等を強化していきます。



### 3 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者だけでなく広く住民の意見やニーズを把握し、できる限り計画に反映していく必要があります。

そこで、本計画の策定にあたり、以下のような取り組みを行いました。

#### (1) 石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例（平成17年石巻市条例第165号）第14条に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容についての審議を行いました。

同審議会は、被保険者を代表する者（7人）、介護に関する学識又は経験を有する者（3人）、介護サービスに関する事業に従事する者（7人）の計17人で構成され、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、多様な見地から計画案を審議していただきました。

#### (2) アンケート調査の実施

本市の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況等をうかがい、調査結果を計画づくりの参考とするためアンケート調査を実施しました。

調査の結果は、認定者数の推計のほか、介護予防事業や福祉サービス、介護サービス等の見込みに活用しました。

#### ■日常生活圏域ニーズ調査

- 対象地域 市全域
- 対象者 ①65歳以上の一般高齢者  
②要支援・要介護認定者  
③施設入所者  
④介護事業者
- 調査方法 郵送配布・回収
- 調査期間 平成26年2月20日～平成26年3月7日
- 配布・回収

対象	配付数	回収数	有効		未回収 票数	回収率
			有効	無効		
①一般高齢者	1,300	837	837	0	463	64.4%
②要支援・ 要介護認定者	1,200	713	713	0	487	59.4%
③施設入所者	500	278	278	0	222	55.6%
④介護事業者	100	71	71	0	29	71.0%

### (3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを平成26年12月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

## 4 計画の進行管理

本計画は、具体的な事業を計画する期間は平成27年度から平成29年度までの3か年の計画ですが、平成32年、平成37年を見据えた中長期的な計画の最終段階の計画という性格も有しているため、計画の最終年度となる平成29年度には、第6期計画期間の評価だけでなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画（平成30年度から平成32年度）を策定することになります。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、平成29年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績値、介護予防効果の実績、アンケート調査結果等、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第7期計画に反映させます。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と将来像

### 1 石巻市の高齢者の生活機能リスク分析（アンケート調査より）

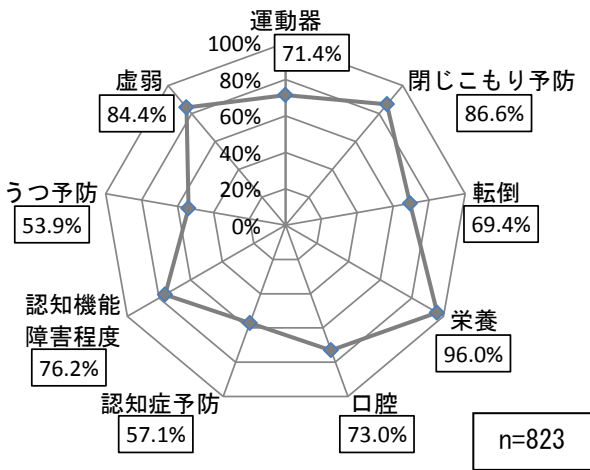
平成25年度に実施した調査結果から、

○生活機能に関する9項目を点数化し、各機能のリスク該当状況を評価しました。

- ①運動器（筋力・柔軟性・バランス能力等の日常生活で必要となる基本的な身体能力）、
- ②閉じこもり予防、③転倒、④栄養、⑤口腔、
- ⑥認知症予防（認知症に関する有リスク状況）、
- ⑦認知機能（認知機能に関する一定の障がい程度の有無）、⑧うつ予防、
- ⑨虚弱（生活機能全般におけるチェック該当項目が多い）

○分析にあたっては、健康状態別、家族状況別に分けて65歳以上の高齢者全体等との比較分析を行いました。

#### (1) 65歳以上の高齢者の状況

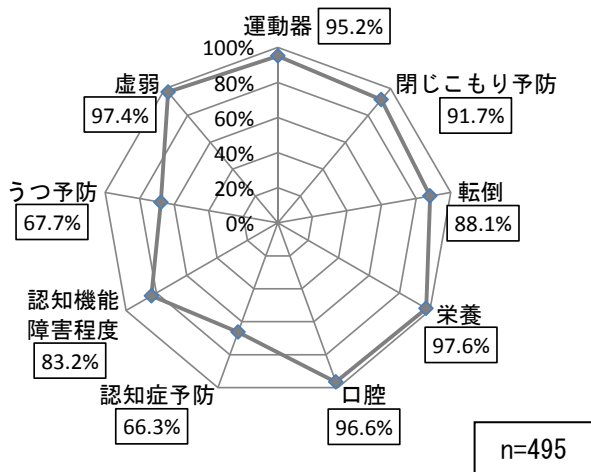


○生活機能の評価結果を全体で見ると、「栄養」(96.0%)、「閉じこもり予防」(86.6%)、「虚弱」(84.4%)の項目はリスクが低くなっていますが、「うつ予防」(53.9%)、「認知症予防」(57.1%)、「転倒」(69.4%)はリスクが高くなっています。

注意) レーダーチャートのデータは、値が小さいほどそのリスクが高いことを示しています。

#### (2) 健康状態別の比較

イ 一般高齢者（要介護認定を受けておらず生活機能リスクもない高齢者）

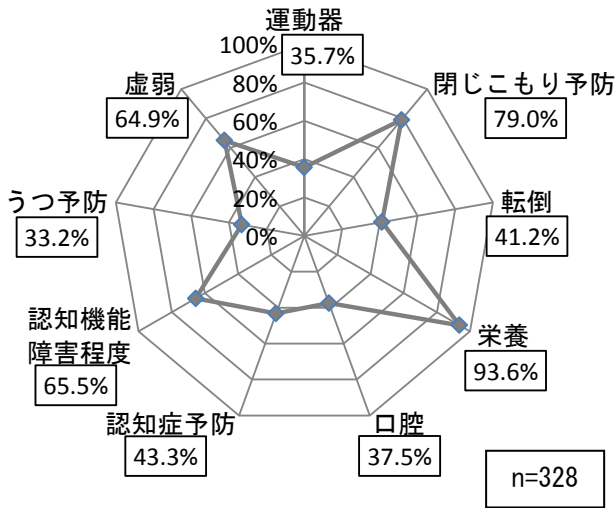


○一般高齢者では、最もリスクが高い項目は「認知症予防」(66.3%)で、次いで、「うつ予防」(67.7%)、「認知機能障害程度」(83.2%)の順となっています。

○65歳以上の高齢者全体と比べ、割合は高くなっていますが、「うつ予防」と「認知症予防」が60%台となり、健康なうちから対策を講じる必要性がみられます。



□ 二次予防対象者 (要介護認定を受けていないものの生活機能リスクがあり介護予防事業の対象となる高齢者)

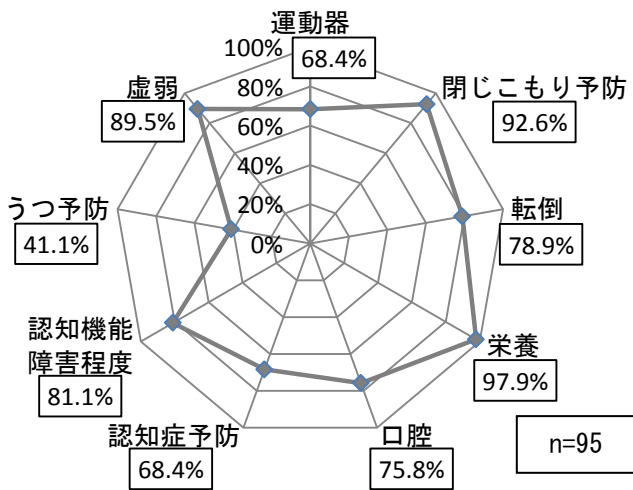


○二次予防対象者でみると、最もリスクが高い項目は「うつ予防」(33.2%)で、次いで、「運動器」(35.7%)、「口腔」(37.5%)の順となっています。

○一般高齢者と比べ、全体的に割合は低下していますが、特に「運動器」「転倒」「口腔」に大きな低下がみられることから、要介護認定者とならないよう、運動機能の低下に伴う転倒の防止や口腔ケアに努めることが必要と考えられます。

(3) 家族状況別の比較

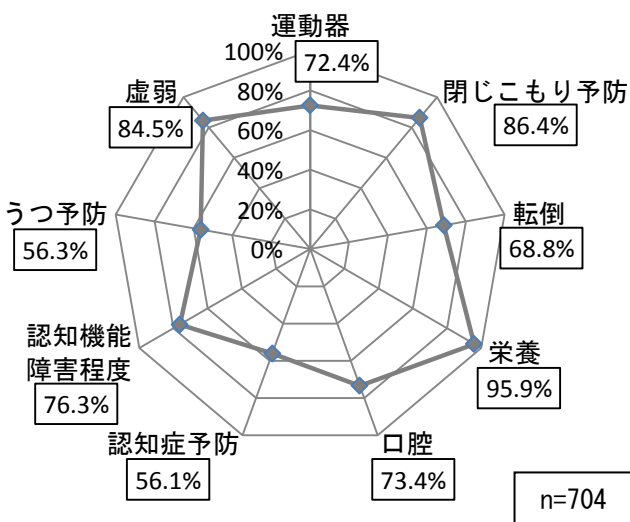
イ 一人暮らし



○一人暮らしでみると、「うつ予防」(41.1%)で、次いで、「運動器」と「認知症予防」が68.4%とリスクの高い人が多い状況となっています。

○65歳以上の高齢者全体と比べ、「うつ予防」のリスクが10ポイント以上の悪化がみられ、一人暮らし者への精神面のケアの必要性がみられます。

□ 家族等と同居



○家族等と同居でみると、リスクの高い人が多い項目は「認知症予防」(56.1%)で、次いで、「うつ予防」(56.3%)、「転倒」(68.8%)の順となっています。

○一人暮らしと比べ、「転倒」リスクが10ポイント悪化し、家のバリアフリー化を進めるなど、要介護認定者とならないような対策の必要性がみられます。

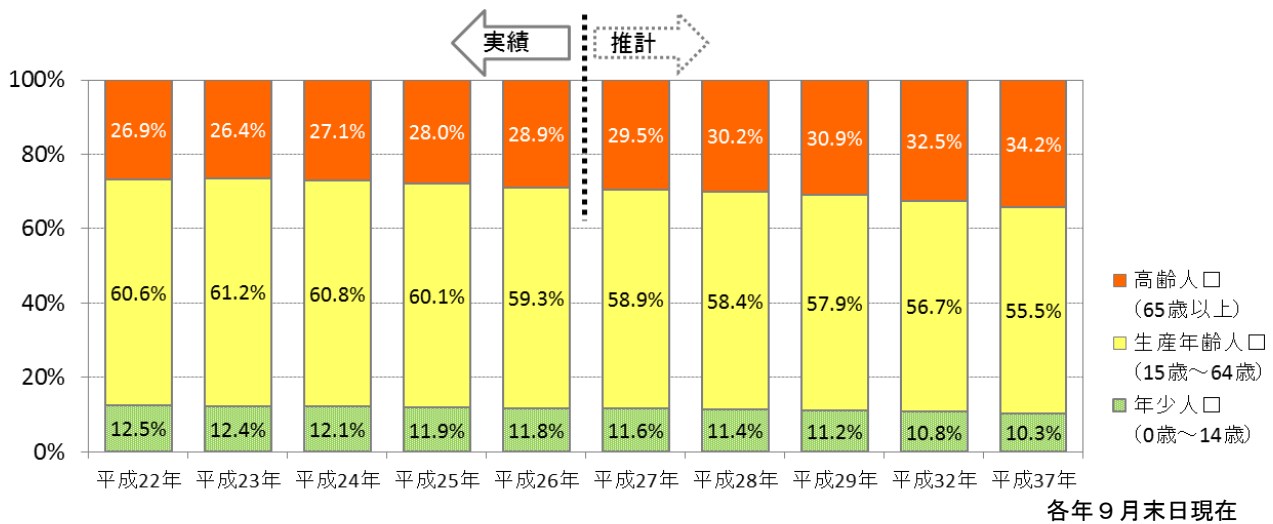
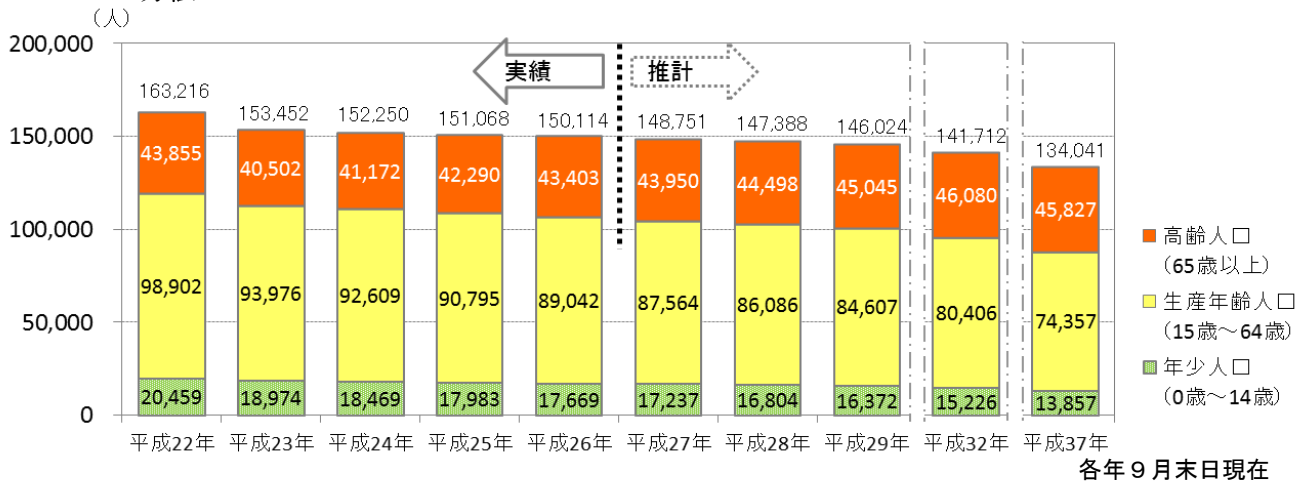
## 2 人口及び要支援・要介護認定者数の推移と推計

### (1) 人口と高齢者数の推移と推計

震災前と震災後の転入・転出の状況を勘案し、コーホート要因法<sup>※1</sup>によって平成26年以降の人口推計を行った結果、平成29年では平成26年から4,000人余り減少し、146,024人になると推計されます。

年齢3区分別人口では高齢人口は増加が見込まれ、平成29年では平成26年から約1,600人増の45,045人と見込まれます。それに伴い、高齢化率も上昇し、平成26年から2.0ポイント増の30.9%に達する見込みとなりました。

※1 同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々を1つの集団「コーホート」として捉え、出生・死亡及び転出入という「人口変動要因」を加味し、それぞれの集団の将来人口を推計する方法



## (2) 高齢者のいる世帯の状況

平成17年及び平成22年の国勢調査から本市の世帯数の推移をみると、世帯総数は増加している状況ですが、65歳以上の世帯員のいる世帯の増加はさらに顕著であり、平成22年では全体の約半数の世帯に高齢者がいる状況となっています。

また、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯については、いずれも世帯数、比率ともに増加しています。

○石巻市の世帯数の推移

	平成17年	平成22年
全世帯数 (一般世帯総数)	56,770世帯	57,796世帯
65歳以上世帯員のいる世帯 (対全世帯数比)	27,015世帯 47.6%	29,039世帯 50.2%
高齢者単身世帯 (対全世帯数比)	4,330世帯 7.6%	5,400世帯 9.3%
高齢夫婦世帯 (対全世帯数比)	5,483世帯 9.7%	6,238世帯 10.8%

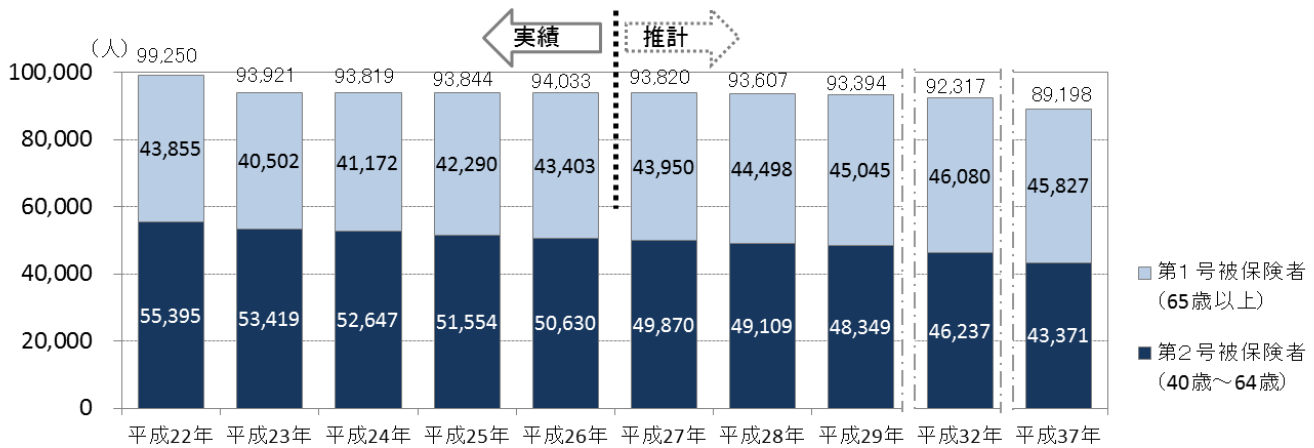
※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯。

資料：国勢調査

(3) 被保険者数の推移と推計

本市の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）の推移をみると、平成23年には減少しましたが、横ばいに推移し平成29年には93,394人となると見込まれます。また、被保険者種類別にみると、平成32年までは第2号被保険者（40歳～64歳）が第1号被保険者（65歳以上）よりも多くなっています。

○介護保険被保険者数の推移



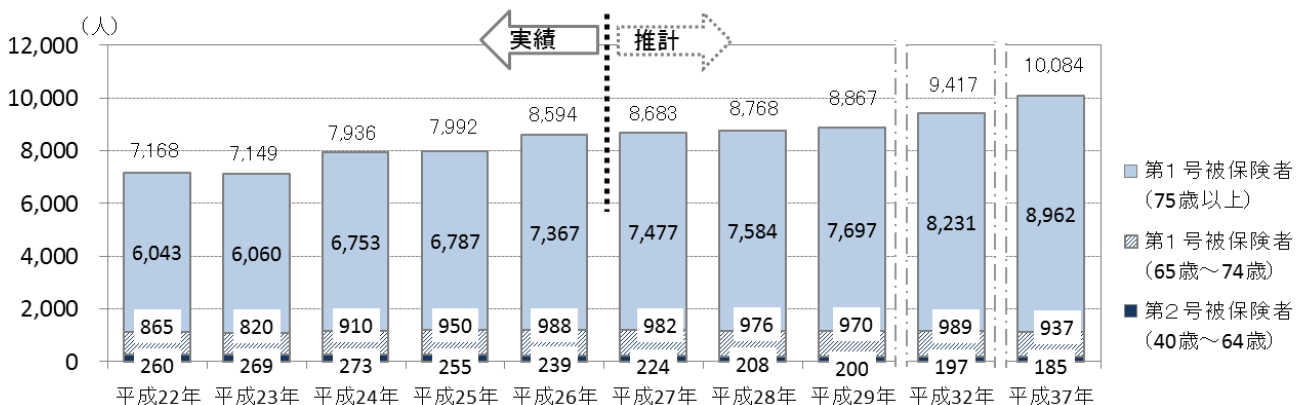
各年9月末日現在

(4) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

■被保険者種類別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、震災以降増加傾向で推移しています。被保険者種類及び年齢別に認定者数をみると、第1号被保険者の75歳以上の方が約85%を占めており、なおかつ、その人数は増加傾向にあります。

○要支援・要介護認定者数の推移（被保険者種類別）



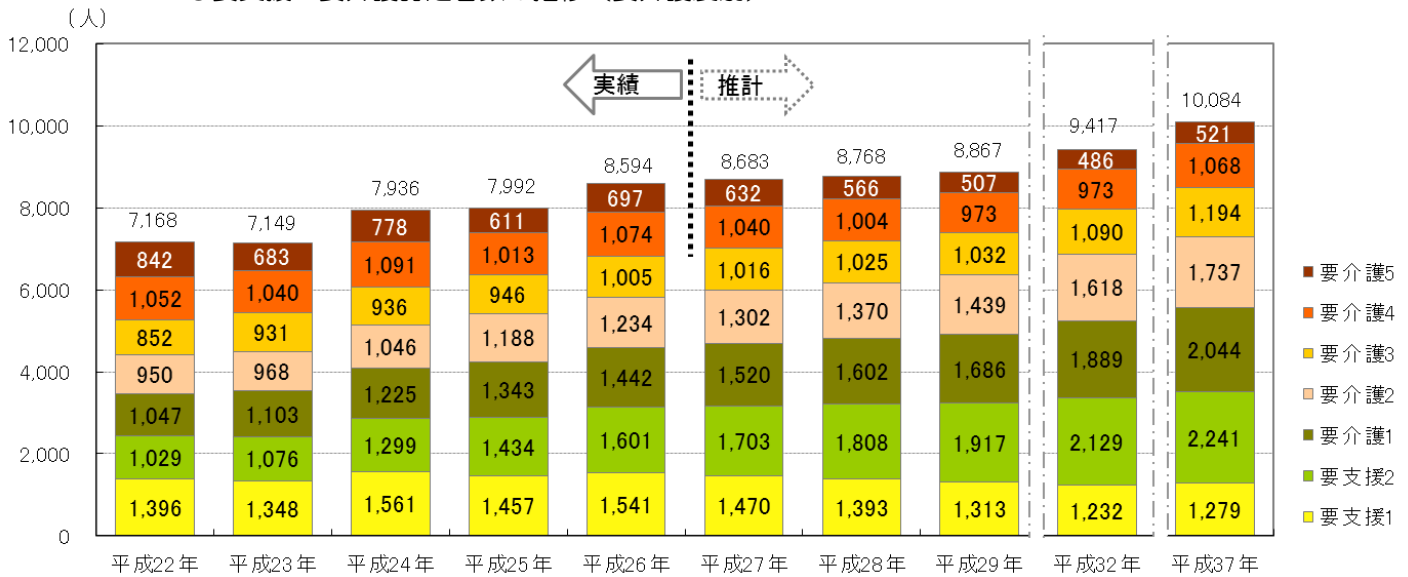
各年9月末日現在

■要介護度別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、現状では震災前の平成22年と比較すると要支援や要介護1・2の認定者が、1.3倍になっています。

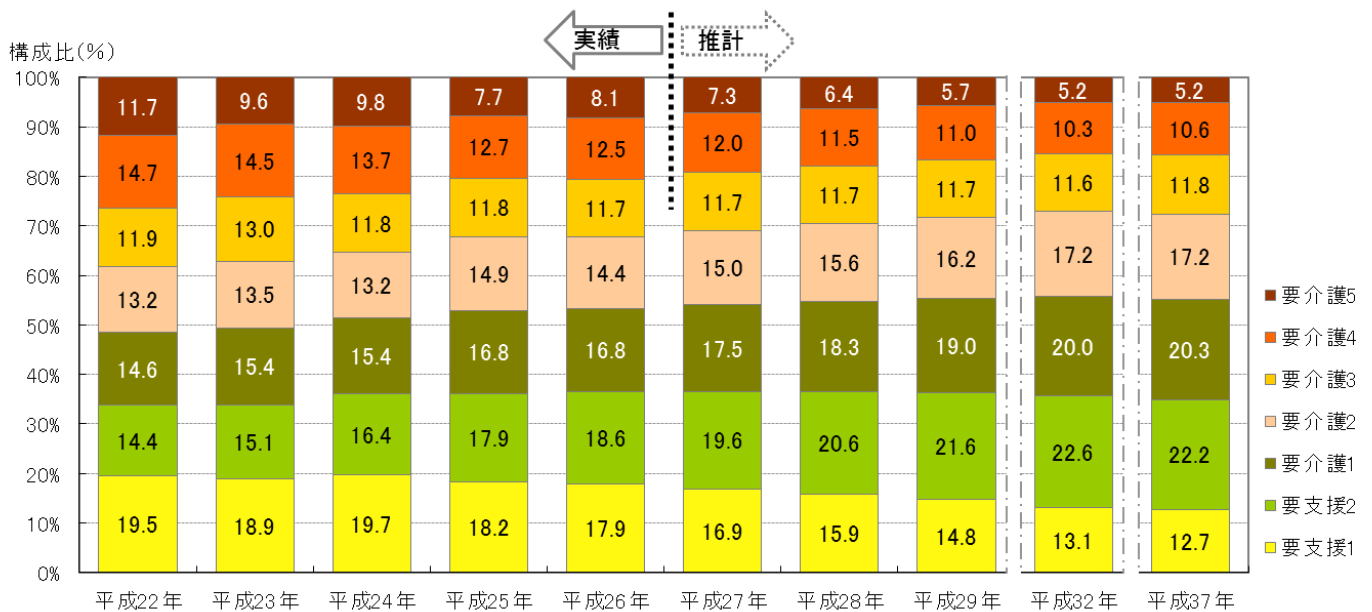
また、構成比をみると、平成26年では要支援2の構成比が18.6%で最も多く、次いで要支援1（17.9%）、要介護1（16.8%）が続いており、比較的介護度が低い要支援と要介護1が全体の半数以上を占めています。

○要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



各年9月末日現在

○要支援・要介護度別の認定者構成比の推移



各年9月末日現在

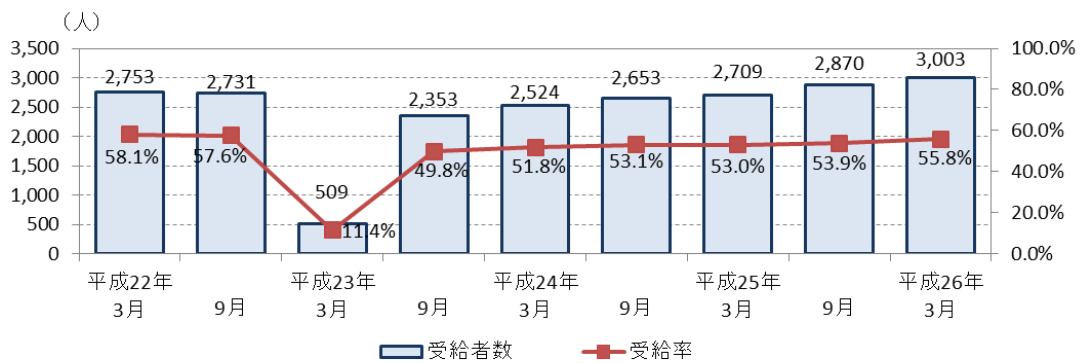
### 3 介護保険事業の状況

#### (1) 介護保険サービスの利用状況

##### ■居宅サービス（介護給付）

受給者（利用者）数並びに認定者数に占めるサービス受給者を示す受給率の推移をみると、震災の影響により平成23年3月には大きく減少しましたが、それ以降は増加傾向で推移しています。

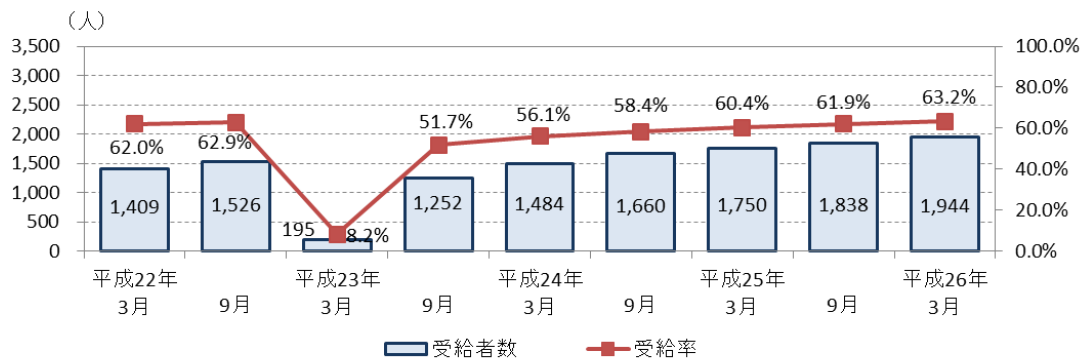
○居宅サービス受給者数とサービス受給率の推移



##### ■介護予防サービス

居宅サービスと同様に、震災後は受給者数、受給率ともに増加傾向で推移しており、平成26年3月には震災前の水準以上になっています。

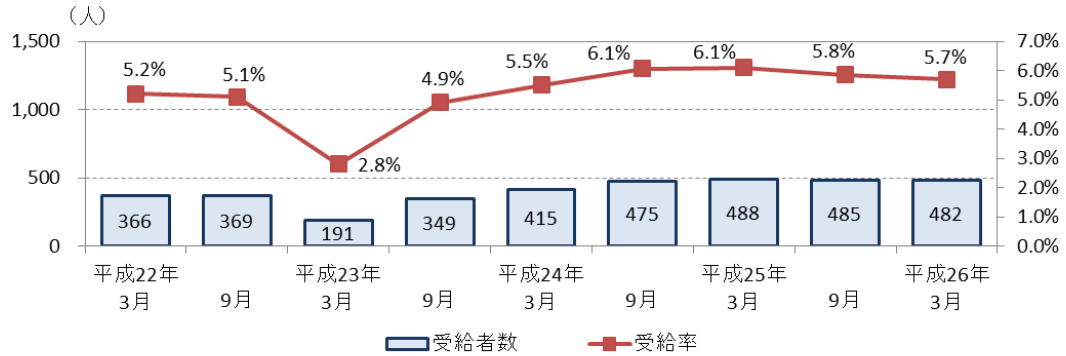
○介護予防サービス受給者数とサービス受給率の推移



### ■地域密着型サービス

震災後は受給者数、受給率ともに平成25年3月まで増加傾向でしたが、それ以降は概ね横ばいで推移しています。

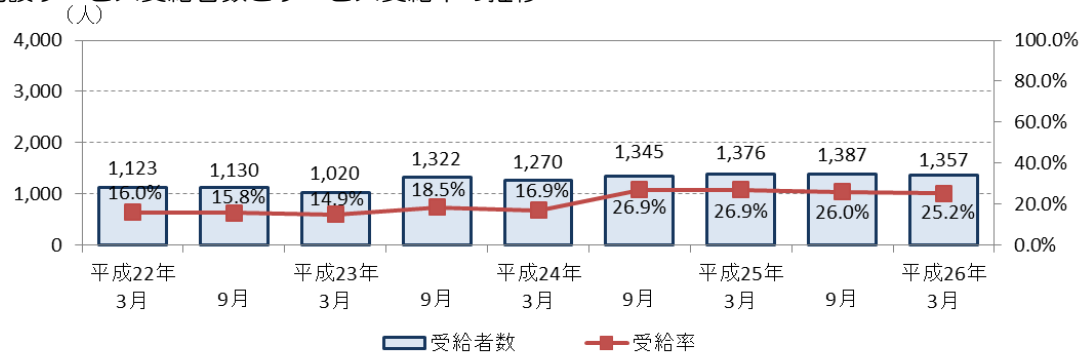
○地域密着型サービス受給者数とサービス受給率の推移



### ■施設サービス

受給者数、受給率ともに平成24年9月に増加しましたが、その後は概ね横ばいで推移しています。

○施設サービス受給者数とサービス受給率の推移

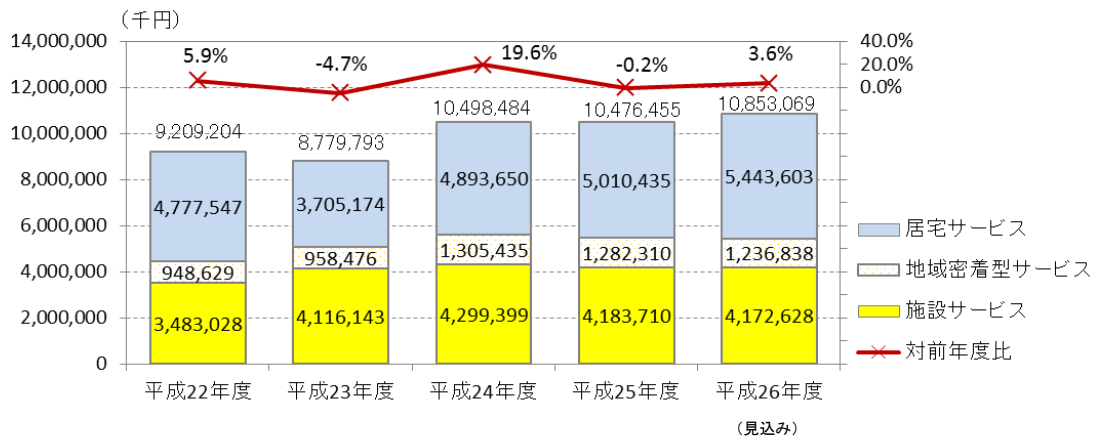


(2) 介護給付費の状況

本市の介護保険給付費の推移をみると、震災の影響で平成23年度に減少しました。平成24年度以降は、概ね横ばいで推移しています。

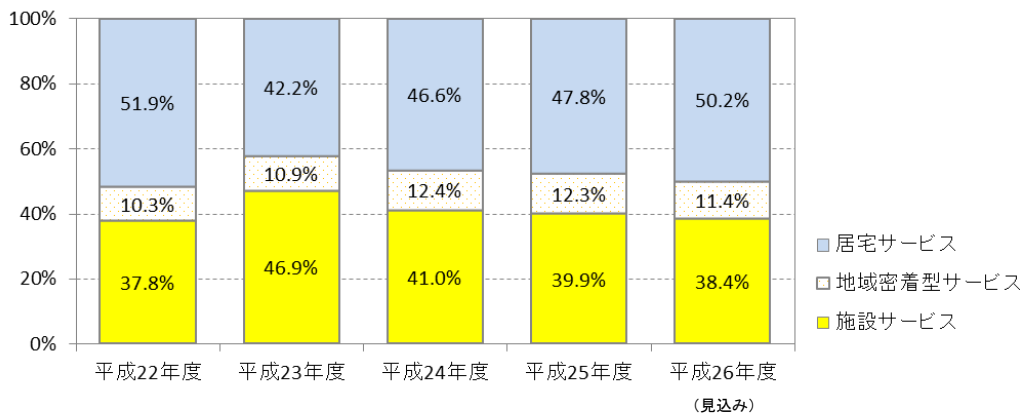
サービス体系別にそれぞれの給付費をみると、平成22年度までは居宅サービス給付費が51.9%を占めていましたが、平成23年度においては、震災の影響で大きく減少し、その一方で施設サービス給付費が大幅に増加することとなりました。平成24年度以降は、居宅サービスが増加傾向です。

○石巻市の介護保険給付費の推移



※居宅サービス給付費は、介護給付と予防給付。住宅改修、介護サービス計画費を含む。

○居宅サービス費・地域密着型サービス・施設サービス費の構成比の推移

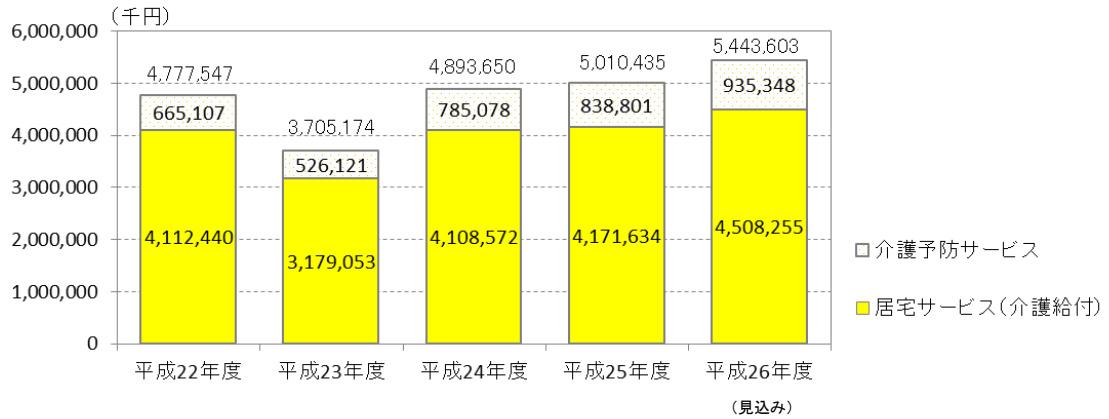




### ■居宅サービス給付費の現状

震災の影響で平成23年度に減少しましたが、平成24年度以降、年々増加しており、要介護1から5までの方を対象とする居宅サービス給付費（介護給付）並びに要支援1・2の方を対象とする介護予防サービス給付費はいずれも増加しています。

#### ○石巻市の居宅サービス給付費の推移

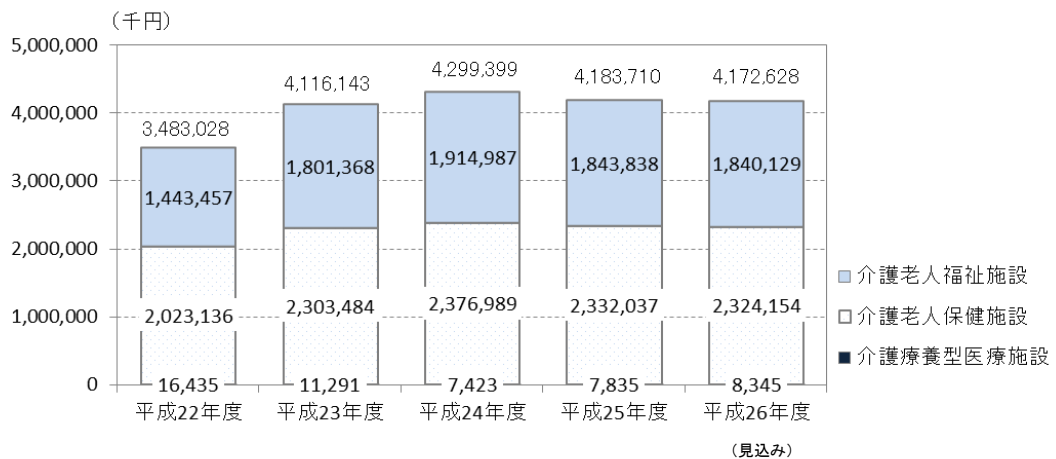


### ■施設サービス給付費の現状

平成24年度までは、年々増加しており、特に、平成23年度は、被災者を緊急的に受け入れたことや、新規に開所した施設があったこと等から、給付費は前年度から2割近く増加しました。

また、施設種類別にみると、各年度とも介護老人保健施設の給付費が最も多く、介護老人福祉施設と合わせた給付費はいずれの年も全体の99%以上を占めており、介護療養型医療施設の割合は極めて低くなっています。

#### ○石巻市の施設サービス給付費の推移



## (3) 第5期介護保険事業計画における計画値と実績値

## ■介護保険事業費

第5期計画期間の介護保険事業費の計画値と実績を比較してみると、総費用額では各年度とも実績値が計画値を上回りましたが、対計画値は概ね5%以内に収まっています。

費用別の内訳をみると、①居宅サービス給付費ががいずれの年度も実績値が計画値を上回りました。

平成25年度の高額介護サービス費等給付額の実績値が計画値を上回り、平成26年度地域支援事業費については、実績値が計画値を下回っています。

## ○介護保険事業費の計画値と実績値

(単位:千円)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	(見込み値)	対計画比
①居宅サービス給付費	4,501,168	4,893,650	108.7%	4,672,977	5,010,435	107.2%	4,844,321	5,443,603	112.4%
②地域密着型サービス給付費	1,217,842	1,305,435	107.2%	1,301,097	1,282,310	98.6%	1,348,581	1,236,838	91.7%
③施設サービス給付費	4,010,408	4,299,399	107.2%	4,010,408	4,183,710	104.3%	4,289,289	4,172,628	97.3%
④特定入所者介護サービス費等給付額	561,275	577,207	102.8%	586,712	604,991	103.1%	613,302	621,626	101.4%
⑤高額介護サービス費等給付額(※)	101,784	99,655	97.9%	135,017	182,747	135.4%	168,249	167,963	99.8%
⑥審査支払手数料	11,855	11,974	101.0%	12,166	12,155	99.9%	12,772	12,592	98.6%
⑦地域支援事業費	239,284	215,257	90.0%	321,186	231,186	72.0%	337,912	266,831	79.0%
総費用額	10,643,616	11,402,577	107.1%	11,039,563	11,507,534	104.2%	11,614,426	11,922,081	102.6%

※高額医療合算介護サービス費を含む。

### ■ 予防給付費（要支援1・2）

予防給付費（①介護予防サービス・②地域密着型介護予防サービス）の総額をみると、いずれの年度も実績値が計画値を上回りました。

内訳をみると、①介護予防サービスでは、各年度を通じて「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防短期入所生活介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」、「介護予防福祉用具貸与」の給付費の実績値が計画値を大きく上回っています。

#### ○ 予防給付費の計画値と実績値

（単位：千円）

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	（見込み） 実績値	対計画比
①介護予防サービス	690,997	785,078	113.6%	726,635	838,801	115.4%	762,217	935,348	122.7%
介護予防訪問介護	129,864	150,847	116.2%	136,487	152,008	111.4%	143,110	171,170	119.6%
介護予防訪問入浴介護	2,066	2,282	110.5%	2,182	3,468	158.9%	2,298	4,037	175.7%
介護予防訪問看護	33,841	35,464	104.8%	35,714	43,945	123.0%	37,588	49,252	131.0%
介護予防訪問リハビリテーション	13,312	18,619	139.9%	14,044	18,325	130.5%	14,775	20,992	142.1%
介護予防居宅療養管理指導	2,970	4,117	138.6%	3,129	5,398	172.5%	3,288	6,459	196.4%
介護予防通所介護	287,257	312,265	108.7%	302,805	338,274	111.7%	318,352	381,902	120.0%
介護予防通所リハビリテーション	62,543	62,538	100.0%	66,104	71,266	107.8%	69,665	79,933	114.7%
介護予防短期入所生活介護	16,401	26,925	164.2%	17,288	25,750	148.9%	18,176	29,067	159.9%
介護予防短期入所療養介護	1,329	649	48.8%	1,410	1,073	76.1%	1,491	807	54.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	14,912	23,426	157.1%	14,929	23,262	155.8%	14,887	25,837	173.6%
介護予防福祉用具貸与	23,234	31,411	135.2%	24,510	34,025	138.8%	25,787	37,948	147.2%
介護予防特定福祉用具購入	7,952	10,627	133.6%	8,148	9,069	111.3%	8,345	8,836	105.9%
介護予防住宅改修	17,965	22,408	124.7%	18,409	20,669	112.3%	18,853	18,487	98.1%
介護予防支援	77,351	83,500	107.9%	81,476	92,269	113.2%	85,602	100,621	117.5%
②地域密着型介護予防サービス	36,030	34,395	95.5%	37,072	27,870	75.2%	38,018	14,805	38.9%
認知症対応型通所介護	1,397	678	48.5%	1,468	717	48.8%	1,540	385	25.0%
小規模多機能型居宅介護	10,219	5,632	55.1%	11,080	4,618	41.7%	11,942	2,458	20.6%
認知症対応型共同生活介護	24,414	28,085	115.0%	24,524	22,535	91.9%	24,536	11,962	48.8%
予防給付費合計	727,027	819,473	112.7%	763,707	866,671	113.5%	800,235	950,153	118.7%

## ■介護給付費（要介護1～5）

介護給付費（①居宅サービス・②地域密着型サービス・③施設サービス）の総額をみると、いずれの年も実績値は計画値を上回っています。

内訳をみると、実績値が計画値を上回るサービスが多くみられましたが、平成25年度以降の②地域密着型サービスと平成26年度の③施設サービスは実績値が計画値を下回っています。

## ○介護給付費の計画値と実績値

(単位:千円)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	(見込み) 実績値	対計画比
①居宅サービス	3,810,171	4,108,572	107.8%	3,946,342	4,171,634	105.7%	4,082,104	4,508,255	110.4%
訪問介護	652,461	728,473	111.7%	679,298	737,099	108.5%	706,134	797,041	112.9%
訪問入浴介護	172,492	187,015	108.4%	181,701	160,265	88.2%	190,909	175,349	91.8%
訪問看護	215,904	237,517	110.0%	226,645	256,906	113.4%	237,385	278,964	117.5%
訪問リハビリテーション	33,195	40,233	121.2%	34,389	34,548	100.5%	35,583	35,867	100.8%
居宅療養管理指導	30,502	32,183	105.5%	31,624	36,455	115.3%	32,746	39,852	121.7%
通所介護	1,279,696	1,368,360	106.9%	1,317,634	1,405,123	106.6%	1,355,574	1,522,349	112.3%
通所リハビリテーション	199,214	215,751	108.3%	204,174	239,427	117.3%	209,135	259,038	123.9%
短期入所生活介護	428,786	464,209	108.3%	442,059	449,807	101.8%	455,332	486,195	106.8%
短期入所療養介護	19,541	17,863	91.4%	20,273	28,929	142.7%	21,005	31,882	151.8%
特定施設入居者生活介護	87,508	90,006	102.9%	88,596	72,819	82.2%	89,277	79,704	89.3%
福祉用具貸与	237,864	256,555	107.9%	247,114	255,859	103.5%	256,363	278,964	108.8%
特定福祉用具購入	15,253	20,590	135.0%	15,630	16,813	107.6%	16,007	14,824	92.6%
住宅改修	21,439	22,362	104.3%	21,969	23,597	107.4%	22,498	20,522	91.2%
居宅介護支援	416,316	427,455	102.7%	435,236	453,987	104.3%	454,156	487,704	107.4%
②地域密着型サービス	1,181,812	1,271,040	107.6%	1,264,025	1,254,440	99.2%	1,310,563	1,222,033	93.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認知症対応型通所介護	28,218	39,187	138.9%	28,763	35,103	122.0%	29,307	34,217	116.8%
小規模多機能型居宅介護	123,792	147,067	118.8%	128,907	146,486	113.6%	134,023	142,978	106.7%
認知症対応型共同生活介護	848,984	923,846	108.8%	925,537	909,390	98.3%	935,444	885,974	94.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	180,818	160,940	89.0%	180,818	163,461	90.4%	211,789	158,864	75.0%
複合型サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③施設サービス	4,010,408	4,299,399	107.2%	4,010,408	4,183,710	104.3%	4,289,289	4,172,628	97.3%
介護老人福祉施設	1,831,185	1,914,987	104.6%	1,831,185	1,843,838	100.7%	2,110,066	1,840,129	87.2%
介護老人保健施設	2,166,539	2,376,989	109.7%	2,166,539	2,332,037	107.6%	2,166,539	2,324,154	107.3%
介護療養型医療施設	12,684	7,423	58.5%	12,684	7,835	61.8%	12,684	8,345	65.8%
療養病床（医療保険適用）からの転換分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護給付費合計	9,002,391	9,679,011	107.5%	9,220,775	9,609,784	104.2%	9,681,956	9,902,916	102.3%



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

わが国では、少子高齢化の進展により、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯が増加しており、さらに認知症高齢者の増加も大きな課題となります。

本市においては、東日本大震災からの復興が復興推進計画における「再生期」を迎え、復興公営住宅等への入居が本格化しています。しかし、転居等による生活環境の急激な変化は、高齢者の生活不活発状態や閉じこもりにつながる危険性が高く、地域コミュニティ等の役割や高齢者の心身の健康を保持するための介護予防事業は一層重要性を増しています。

本市が将来的に目指す、障がい者、子育て家庭等を含む「次世代型」の地域包括ケアシステムは、被災により新しい地域で暮らすようになった方や住み慣れたところで暮らしている方がそれぞれのコミュニティを形成し、元気な高齢者も含め働ける人は働ける環境を提供するものであり、その初めの一歩として、石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画では、被災した方々の生活再建を推進しながら、高齢者福祉施策のあるべき姿として、本計画の基本理念を次のように定めます。

**住み慣れた地域で生きがいを持って、  
安心して暮らせるまちづくり**

## 2 基本方針

基本理念のもと、本計画の基本方針を以下のとおり定めます。

### 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援サービスの充実を図り、より良い生活環境づくりに取り組みます。

また、医療介護の連携により、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら地域で穏やかに暮らすことができ、家族も安心して過ごせる地域の支援システムを構築します。

### 生きがいつくりと社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で、支える側にもなれる仕組みづくりにより、生きがいを持って活動することができる環境づくりを推進します。

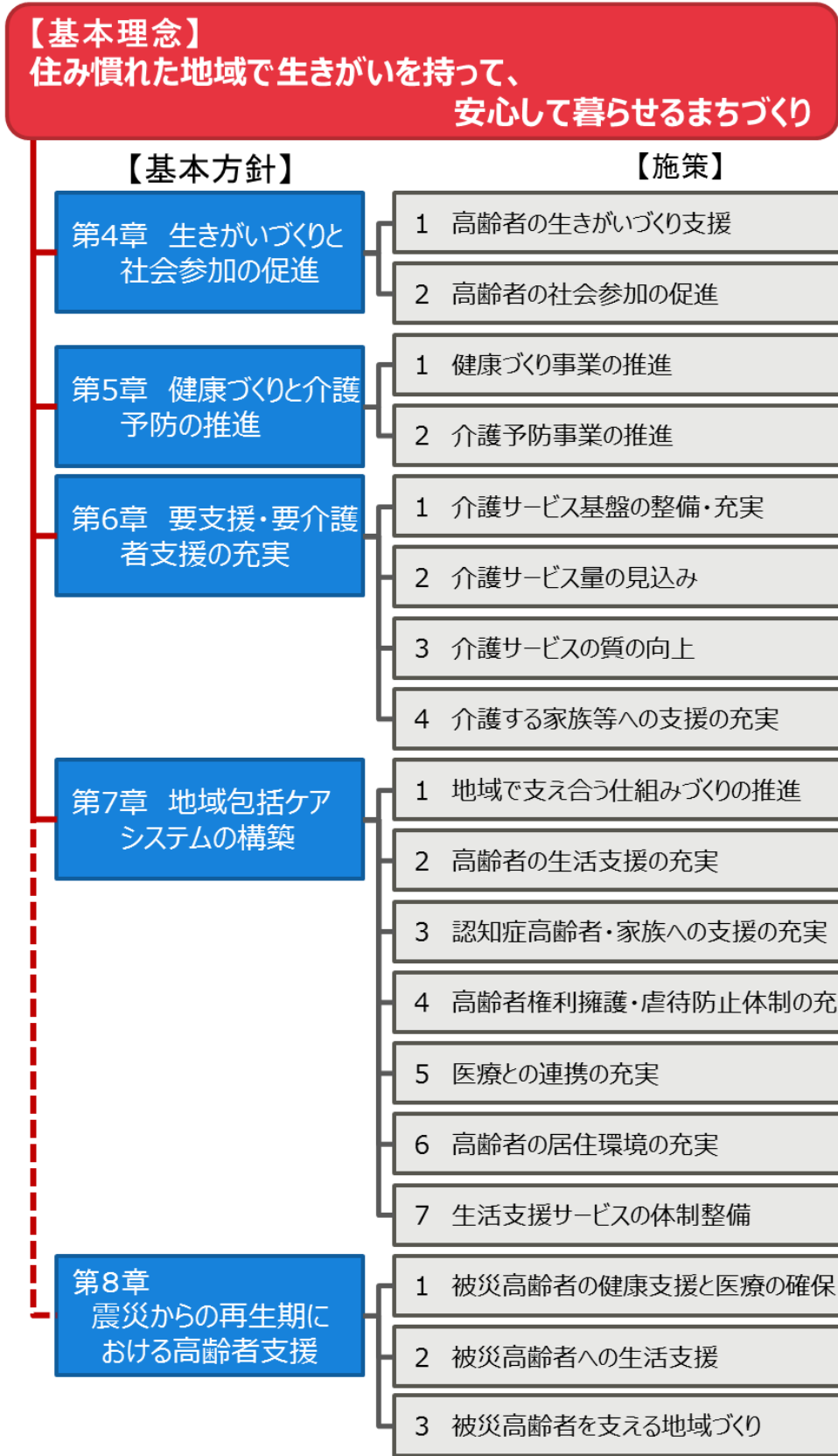
### 健康づくりと介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気で過ごせるよう、「運動」を中心にした日々の健康づくりや心身機能の維持・改善を図る介護予防事業を推進します。

### 要支援・要介護者支援の充実

介護を必要とする状態になっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、NPOやボランティア、地域コミュニティ等多様な担い手による日常生活支援等を含むサービスの充実を図ります。

3 施策の体系





## 【主な事業など】

(1)高齢者の生きがいと創造の事業 (2)高齢者スポーツ大会 (3)敬老会 (4)敬老祝金支給事業 (5)老人福祉センター等運営事業

(1)老人クラブ活動助成事業

(1)高齢者のための健康づくり事業 (2)高齢者のためのダンベル体操事業

**(1)介護予防普及啓発事業** (2)介護予防把握事業 (3)訪問指導員派遣事業 **(4)機能訓練訪問事業** (5)通所型介護予防事業 **(6)地域介護予防活動支援事業** (7)遊びリレーション事業 (8)デイサービス事業 (9)「食」の自立支援事業 **(10)訪問型サービス事業 (11)通所型サービス事業**

(1)介護予防サービス／居宅サービス (2)地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス (3)施設サービス (4)その他のサービス

(1)制度の周知徹底 (2)苦情処理 (3)介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上 (4)サービス事業者の指導・監督 **(5)介護事業所等の人材確保・人材育成**  
(6)地域密着型サービス運営推進会議の運営支援 (7)情報開示とサービス評価体制の充実 (8)事業者間の連携の支援 (9)適正化事業の推進 (10)離島介護対策事業

(1)住宅改修支援事業 (2)高額介護サービス費貸付事業 (3)社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 (4)家族介護慰労金支給事業  
(5)介護用品支給事業

(1)地域包括支援センター活動支援 (2)地域包括ケアのコーディネート (3)地域ケア会議開催等の支援 (4)相談体制の充実  
(5)災害時要援護対策 (6)地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供

(1)ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 (2)バリアフリー住宅普及促進事業 (3)外出支援サービス事業 (4)訪問理美容サービス事業  
(5)高齢者日常生活用具給付等事業 (6)高齢者世話付住宅事業 (7)高齢者保護措置事業 (8)養護老人ホーム **(9)住民の交流の場づくり事業**

(1)認知症ケアパスの構築 **(2)認知症地域支援推進員の配置** (3)認知症サポーター・キャラバンメイトの養成 **(4)認知症相談会**  
(5)若年性認知症への対応 (6)徘徊高齢者SOSネットワーク事業 (7)脳活性化事業 (8)地域密着型介護サービスの充実

(1)成年後見制度利用支援事業 (2)高齢者虐待への組織的対応 (3)高齢者虐待対応体制

(1)介護サービス事業者と医療機関等の連携強化 (2)在宅療養に向けた体制の整備 (3)在宅医療提供に向けた取組

(1)住宅改修・福祉用具利用の支援

**(1)地域づくり支援事業** (2)多職種連携会議等の開催

(1)心のケアの実施 (2)生活習慣病・生活不活発病の予防 (3)栄養・食生活支援及び口腔ケア対策の実施  
(4)再生期における診療体制の整備

(1)相談支援等の充実 (2)見守り等の実施

(1)民生委員・児童委員活動の推進 (2)各種福祉サービスとサービス事業者への支援  
(3)適切な支援をつなぐ地域づくり (4)災害時における要援護者への対応策の強化

太字下線の事業は、新規事業

## 4 介護サービス基盤と日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。

### (1) 石巻市の地区別人口

石巻地区は宮城県の北東部における物流の要衝としてその役割を果たすとともに、漁業・商業・工業がそれぞれバランスよく発展した産業経済の中心地であります。また、他の地区は、農業・漁業等の第1次産業を産業基盤として発展を遂げ、近年は産業構造や就労意識の変化から、商工業・観光サービスへの就業割合が増加しています。

本市の人口は、平成26年9月末現在で150,114人となっており、地区別にみると、石巻地区が全体の7割近くを占めています。

また、高齢化率については市全体で28.9%ですが、地区別にみると、牡鹿地区では43.1%、雄勝地区では45.0%と、他の地区に比べて高齢化率が高い地区もあります。

なお、構成人口の最も多い石巻地区の高齢化率は27.5%と、全地区で最も低い数値となっています。

○石巻市における地区別の人口と高齢者数・高齢化率

(単位:人)

区分	石巻	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	計
人口	103,340	11,309	2,250	19,313	7,874	2,796	3,232	150,114
高齢者数	28,397	3,620	1,012	5,622	2,443	917	1,392	43,403
高齢化率	27.5%	32.0%	45.0%	29.1%	31.0%	32.8%	43.1%	28.9%

※高齢者数 65歳以上の人口(平成26年9月末現在)

## (2) 介護サービス基盤の状況

本市のサービス資源は、施設・居住系（ここでは、小規模多機能型居宅介護も含む）が47か所、居宅系が196か所で計243事業所となっています。

震災前と震災後のサービス資源をみると、施設・居住系サービスについてはいずれの施設も震災後に増加しています。居宅系サービスについては、事業所総数では増加しているものの、短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）の事業所数は減少しています。

○震災前後の石巻市の介護サービス基盤

(単位：か所)

		震災前 (平成23年3月1日)	震災後 (平成26年11月1日)
		施設・事業所数	施設・事業所数
施設・居住系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	11	13
	介護老人保健施設	6	7
	認知対応型共同生活介護	22	24
	小規模多機能型居宅介護※1	2	3
小計		41	47
居宅系	介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	9	12
	居宅介護支援事業所	37	46
	訪問介護(ホームヘルプ)	44	47
	訪問入浴介護	6	7
	訪問看護	11	14
	通所介護(デイサービス)	45	67
	短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ)※2	5	3
小計		157	196
合計		198	243

※1 小規模多機能型居宅介護は、本表では施設・居住系に分類

※2 介護老人福祉施設13か所でもサービス提供あり

### (3) 日常生活圏域の設定

石巻市は、約 555 平方kmと広い市であり、介護保険施設については、一部地域（石巻西部）に集中する傾向にあり、今後、地域的な均衡を図る必要があることや地域密着型サービスの供給を充実したものにする必要があります。

現状では、震災後の状況を踏まえるとともに、復興へ向けた再生の段階であることも勘案し、第6期においては第5期で設定していた4圏域を継続することとします。

#### ■圏域1 石巻西部（石巻地区一部）

この地域は、旧石巻市の中心を流れる北上川の西側に位置し、昔から商業等が栄え経済・行政での中心的な地域であり、工業地域も抱えています。

#### ■圏域2 石巻南部（石巻地区一部・牡鹿地区）

この地域は、旧石巻市の中心を流れる北上川の東側に位置する稲井・湊・渡波及び離半島の荻浜地区並びに旧牡鹿町を合わせた地域で、産業的には第1次産業の漁業や養殖関係を中心とした地域であり、水産関係に関連する企業が多く存在している地域です。

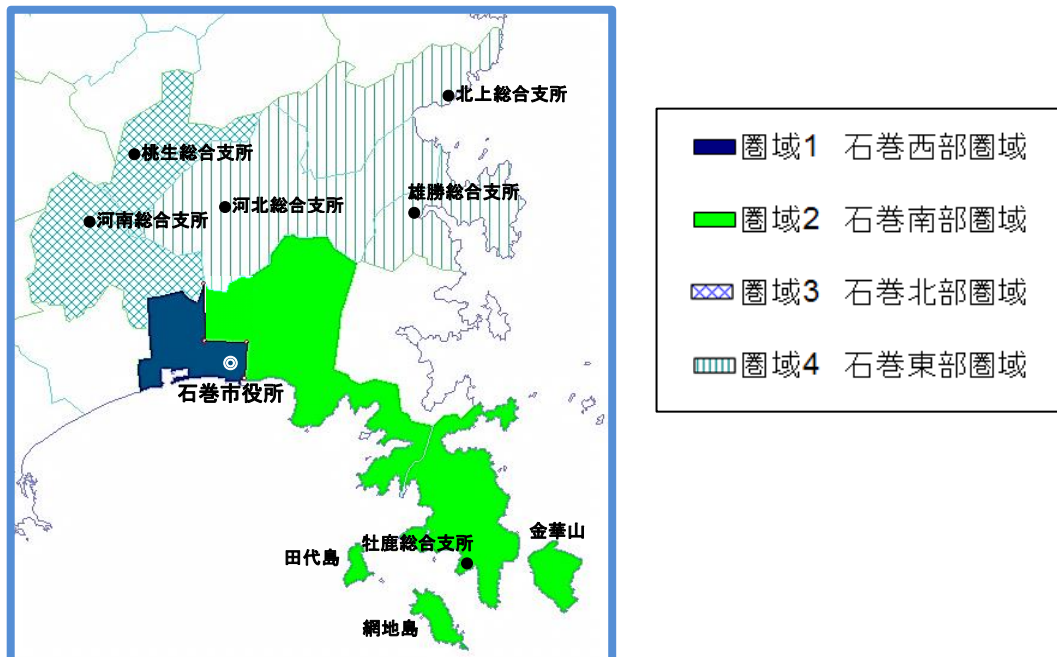
#### ■圏域3 石巻北部（河南地区・桃生地区）

この地域は、旧河南町と旧桃生町を合わせた地域であり、農業を中心とした地域で、石巻地区への就労依存度も高くなっている地域です。

#### ■圏域4 石巻東部（河北地区・北上地区・雄勝地区）

この地域は、旧河北町・旧北上町・旧雄勝町を合わせた地域です。農業・漁業・林業の第1次産業を中心とした地域であり、石巻北部と同様に石巻地区への就労依存度も高くなっています。また、高齢化率をもっとも高い地域です。

○日常生活圏域図



## 第Ⅱ部 各論（施策編）



## 第4章 生きがいつくりと社会参加の促進

長い高齢期を有意義に生きるため、高齢者自身も自ら生きがいを持つ必要があります。高齢者を豊かな人生経験を持った貴重な財産と捉え、高齢者が地域で生きがいを感じながら活動できる環境づくりを応援します。

また、「生きがいがあること」「外に出て積極的に人と交流すること」等は、高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、それは介護予防とも密接に関係しています。生きがいつくりと社会参加に関する事業を、健康づくりや介護予防等の他の事業との関連性に留意しながら効果的に実施し、活力にあふれた高齢社会を目指していきます。

### 1 高齢者の生きがいつくり支援

#### (1) 高齢者の生きがいと創造の事業

専門講師による各種講座を開講し、高齢者が知識と経験を生かし、創造的活動と趣味を通して生きがいを高めることを支援していきます。

##### ○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
陶芸	開催日数(日)	84	142	140	150	150	150
	受講延人数(人)	1,219	2,300	2,200	2,600	2,700	2,700
木工	開催日数(日)	47	92	92	92	92	92
	受講延人数(人)	396	1,132	1,400	1,560	1,560	1,560
手芸 (手編み)	開催日数(日)	47	95	92	92	92	92
	受講延人数(人)	259	894	1,000	1,080	1,080	1,080
七宝	開催日数(日)	19	20	20	20	20	20
	受講延人数(人)	59	87	90	100	100	100

## (2) 高齢者スポーツ大会

石巻市老人クラブ連合会等が主催する高齢者スポーツ大会を後援する等し、高齢者がスポーツを通して健康の保持・増進と相互の親睦を図り、老後の生きがいを高めることを支援していきます。

### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数 (人)	1,294	1,253	1,750	1,800	1,800	1,800

## (3) 敬老会

77歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長年の功績と長寿を祝います。今後も、より多くの高齢者に参加していただけるよう、開催内容を検討します。

### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数 (人)	17,864	18,945	19,597	20,300	20,800	21,500
参加者数 (人)	1,416	1,000	1,562	1,600	1,700	1,800

## (4) 敬老祝金支給事業

88歳、100歳の高齢者に敬老祝金を支給しています。

今後も、高齢者に対する敬意を払い、長年の功績と長寿をお祝いするとともに、高齢者にとっても生きがいのひとつとなるよう、本事業の継続を図ります。

### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
88 歳	対象者数 (人)	698	777	806	890	935	918
	支給金額 (円)	6,980,000	7,770,000	8,060,000	8,900,000	9,350,000	9,180,000
100 歳	対象者数 (人)	33	32	25	44	55	41
	支給金額 (円)	8,100,000	7,850,000	6,250,000	11,000,000	13,750,000	10,250,000



## （5）老人福祉センター等運営事業

### ①老人福祉センター運営事業

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者同士の交流を図り、健康で明るい生活を営むことに寄与する場所として開設していきます。

また、中心市街地における高齢者の健康づくりの中心として、介護予防事業を実施します。

#### ○老人福祉センターの設置状況

施設名称	老人福祉センター寿楽荘	河南老人福祉センター
所在地	石巻市日和が丘一丁目4番14号	石巻市前谷地字黒沢前35番地
概要	図書室、娯楽室、娯楽談話室、機能回復室、集会室、浴室	栄養指導室、教養娯楽室、健康相談室、工作室、集会及び運動指導室、生活相談室、図書室、ゲートボール場
利用料	無料	無料
管理運営主体	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

今後も、指定管理者制度による効果的運営を図り、利用者の満足度を高めます。

#### ○センターの利用状況

区分	実績		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
寿楽荘（延人数）	10,964	12,318	12,500
河南（延人数）	6,522	7,743	7,800

## ②いきいきふれあい交流センター運営等事業

地域の高齢者に対して、介護予防、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、高齢者の福祉の増進を図るとともに、地域住民との交流の場所として開設していきます。

○いきいきふれあい交流センターの設置状況

河北地区	河南地区	桃生地区
新田交流会館	館ふれあいセンター 梅木ふれあいセンター 和淵山根ふれあいセンター 俵庭ふれあいセンター 柏木ふれあいセンター	永井いきいき交流センター

## ③老人憩の家管理等事業

地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、高齢者の心身の健康を保持し、高齢者福祉の増進を図る場所として開設していきます。

○老人憩の家の設置状況

河北地区	雄勝地区	河南地区	桃生地区	牡鹿地区
沢田老人憩の家 吉野老人憩の家 成田老人憩の家 皿貝老人憩の家 後谷地老人憩の家 三輪田中老人憩の家 本地老人憩の家 馬鞍老人憩の家 大土老人憩の家 北境老人憩の家	荒老人憩の家 羽坂老人憩の家	須江老人憩の家 北村老人憩の家 和淵老人憩の家 広淵老人憩の家 砂押老人憩の家 三軒谷地老人憩の家 根方老人憩の家 谷地中老人憩の家 箱清水老人憩の家	向永井老人憩の家 拾貫老人憩の家 給人町老人憩の家 城内老人憩の家 葉田老人憩の家 新田老人憩の家 樫崎東老人憩の家 倉埜老人憩の家 山田老人憩の家 裏永井老人憩の家 小池老人憩の家	十八成老人憩の家 泊老人憩の家

## ④高齢者生活福祉センター運営事業

高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者に住居を提供し、相談及び指導等の援助を行う場所として開設していきます。

## ○高齢者生活福祉センターの設置状況

名 称	北上高齢者生活福祉センター	網地島高齢者生活福祉センター
所在地	石巻市北上町十三浜字吉浜 266 番地	石巻市長渡浜杉 13 番地 3
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デイサービス部門 居宅サービス、基本事業、通所事業</li> <li>・ 居住部門</li> <li>・ 老人憩いの家部門</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デイサービス部門 居宅サービス、基本事業、通所事業</li> <li>・ 居住部門</li> </ul>
管理運営主体	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	医療法人陽気会網小医院

## 2 高齢者の社会参加の促進

### （1）老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者の孤独感の解消と社会交流を図り、高齢者の生きがいを高めるため、石巻市老人クラブ連合会及び各単位クラブに、活動費補助金を交付することにより自主的活動を支援します。

震災後は仮設住宅等への入居により、単位老人クラブが減少傾向にあるため、今後も組織率の向上を目標とし、老人クラブ離れに歯止めをかけ、クラブの新規新設と加入促進を支援します。

○単位クラブ補助金の交付単価

区 分	会員数	交付額 (1クラブ当たり)
適 正	100人以上	70,000円
	70人以上 100人未満	60,000円
	35人以上 70人未満	50,000円
小規模	10人以上 35人未満	34,000円

○事業の実施状況

区 分	実 績		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
単位クラブ補助金 交付額（円）	4,336,000	4,424,000	3,856,000

## 第5章 健康づくりと介護予防の推進

住み慣れた地域で高齢者が自立して生活するためには、何よりもまず健康であることが重要であり、豊かな老後を過ごせるように、高齢者一人ひとりに合ったきめ細かな保健・福祉サービスを提供する必要があります。

アンケート調査によれば、一般高齢者は全体的に「うつ予防」「認知症予防」に対策を講じる必要があり、二次予防対象者になると「運動器」「転倒」「口腔」に大きな低下がみられます。特に、ひとり暮らし者への精神面のケアの必要性があるとともに、家族等と同居している高齢者も家のバリアフリー化を進める等、要介護認定者とならないような対策の必要性がみられます。

心身の健康を維持し、できるだけ健康寿命を長く保つために、普段からの生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じることにより、高齢者の健康づくりを推進するとともに、生活の質を維持・向上させることが重要です。

また、元気な時からの介護予防施策に加えて、要介護状態に陥る可能性のある高齢者へのサービス提供等により、高齢者の介護予防を推進します。

### 1 健康づくり事業の推進

#### (1) 高齢者のための健康づくり事業

健康寿命を長く保つために、元気な高齢者の増加を目指し、高齢者の健康づくり教室や相談会（栄養・食生活、歯科に関する教育や相談等を含む）を開催し、高齢者の健康意識の向上、生活習慣病の重症化や介護予防の推進を図ります。

○事業の実施状況と見込み（健康づくり教室）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数(回)	391	500	450	470	480	500
参加延人数(人)	4,871	8,553	5,000	5,100	5,250	5,500

## ○事業の実施状況と見込み(健康相談会)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数(回)	254	261	250	250	250	250
参加延人数(人)	1,842	2,102	2,000	2,000	2,000	2,000

## (2) 高齢者のためのダンベル体操事業

震災後、意識的に身体を動かす人の割合が減少しており、石巻市健康増進計画では、「身体活動・運動」を「栄養・食生活」、「こころの健康」と共に重点目標として取り組むこととしています。

「自分の健康状態に合わせて、仲間と楽しく体を動かそう」を世代別行動目標とし、包括ケアセンターや地域包括支援センターとも連携しながら、各地区のダンベルリーダーの協力を頂き、筋力アップのためのダンベル体操を各地区で普及し、元気高齢者が増えるよう健康づくりや生活習慣病予防に努めます。

## ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数(回)	300	449	500	500	500	500
参加延人数(人)	5,415	5,540	5,600	5,600	5,600	5,600

## 2 介護予防事業の推進

### （1）介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成・配布、出前講座や介護予防教室等の取り組みを進め、できるだけ多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう普及啓発に努めます。

### （2）介護予防把握事業

地域包括支援センター等で収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

### （3）訪問指導員派遣事業

療養上の保健指導が必要と認められる高齢者及びその家族に対し、指導員が訪問し必要な指導を行うことにより、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図っていきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問実人員（人）	99	81	90	100	100	100
訪問延回数（回）	1,413	1,092	1,200	1,350	1,350	1,350

### （4）機能訓練訪問事業

体力の改善に向けた支援が必要なケースや日常生活動作等の改善に向けた支援が必要なケースに対し、理学療法士と連携しながら、看護師等が在宅にて短期集中的に相談・指導を行い、身体状況の改善を図っていきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問実人数（人）				10	20	20
訪問延回数（回）				480	960	960

**(5) 通所型介護予防事業**

65歳以上の高齢者を対象に要介護状態等にならないよう、専門スタッフによる運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防プログラムを重点的に通所による介護予防教室を実施します。

**①介護予防はつつ元気教室**

専門スタッフによる運動器の機能向上の介護予防プログラムを重点的に実施します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数(回)		152	150	150	150	150
参加延人数(人)		1,916	1,700	1,570	1,640	1,720

**②介護予防いきいき元気教室**

前年度に介護予防教室に参加した高齢者を対象に、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上等のフォローアップを実施することにより、各自が介護予防に関する意識を高めながら予防方法を生活に取り入れ、生活機能低下の防止につなげていきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数(回)		113	112	112	112	112
参加延人数(人)		1,359	1,230	1,300	1,350	1,400

**③地域介護予防教室**

各地域包括支援センターが管轄する地域の高齢者を対象に、気軽に参加できる介護予防教室を実施します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数(回)	293	116	154	154	154	154
参加延人数(人)	3,820	1,504	1,700	1,750	1,800	1,850



## （6）地域介護予防活動支援事業

地域において自主的な高齢者の介護予防活動が積極的に行われるよう、関係機関と連携を図りながら、人材育成やリハビリテーション専門職の派遣等により、地域ボランティアや自主グループ等の活動を支援します。

## （7）遊びリテーション事業

互いに支え合う地域づくりの一環として、家に閉じこもりがちな高齢者等が身近に集まることのできる場として、市民の協力を頂きながら高齢者の閉じこもり予防を目的に実施しています。今後は、地域の実情に応じて自主グループが多様な活動の中で、新たなコミュニティ等においても継続した活動が行われるよう支援します。

### ○リーダー研修会の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数(回)	3	2	2	3	3	3
参加延人数(人)	57	75	80	100	100	100

### ○グループ事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
グループ数	21	21	21	21	21	21
ボランティア延人数(人)	919	1107	1,100	1,100	1,100	1,100
参加延人数(人)	2,422	2,434	2,500	2,500	2,500	2,500
実施回数(回)	151	165	165	165	165	165

## （8）デイサービス事業

閉じこもり等の社会的活動の低下により引き起こされる要介護状態を予防するために、生きがいデイサービスやミニデイサービス事業により、健康づくり、生きがいづくりに努め高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

今後、復興公営住宅等への移転により高齢者の閉じこもり状態の増加が懸念されることから、介護保険制度改正による新たな地域支援事業との整合性を図りながら、一層の介護予防推進のため、より効果的に事業を展開します。

### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延人数(人)	13,078	13,545	15,119	16,000	16,500	16,500

**(9)「食」の自立支援事業**

在宅のひとり暮らし高齢者等で日常の食生活において支援が必要な方に対し、食事の提供と安否確認を行うことにより、食生活の改善と健康増進及び「食」を通じて人のつながりを深め、自立した生活を送ることができるよう支援します。(市民税非課税世帯が対象。)

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数(人)	130	132	150	200	200	200
延 食 数(食)	21,651	21,192	25,000	27,600	27,600	27,600

**(10) 訪問型サービス事業**

訪問介護員(ホームヘルパー)等が要支援者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

**(11) 通所型サービス事業**

要支援者等がデイサービス等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

**■地域支援事業への移行とは…**

介護保険制度の改正により、(10)訪問型サービス事業や(11)通所型サービス事業などは要支援者に対する介護予防給付から地域支援事業に移行され、市町村が地域の実情に応じ住民主体の取り組みを含め多様な主体による効果的なサービスを提供できるようになります。本市では平成27年度から本人のニーズに応じた細やかな支援が可能となるよう、これまでと同様の指定事業者によるサービスの提供を継続するとともに、地域ボランティアやNPO等の地域資源を効果的に活用し適切なサービスを提供できるしくみづくりに取り組みながら、元気な高齢者が支える側に回るしくみづくりを目指します。

## 第6章 要支援・要介護者支援の充実

### 1 介護サービス基盤の整備・充実

介護が必要な状態になられた高齢者への対応の充実を図るため、現在、提供している介護サービスの一層の充実に努めて、より地域に根ざしたサービスの提供や、サービスの質の向上を図るとともに、制度の周知徹底、低所得者への配慮等介護サービスの充実に努めます。

居宅介護サービスを円滑に提供する体制を整えるとともに、必要とする人が必要とするサービスを確実に受けられるように、サービス供給量の確保に努め、必要な基盤整備や事業者の参入促進を図ります。

また、施設サービス利用の適正化を図るとともに、次のとおり基盤整備を進め、施設入所の待機者減少に努めます。

#### ○介護サービス基盤整備の目標

区 分	施 設	整備数
平成 28 年度整備	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設 定員 100 人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設 2 ユニット（18 人）
	小規模多機能型居宅介護	1 施設
平成 29 年度整備	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設 定員 100 人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設 2 ユニット（18 人）

#### ○介護保険施設等整備状況

区 分	5 期計画まで		6 期整備目標数		6 期末見込	
	施設数 (箇所)	定員数 (人)	施設数 (箇所)	定員数 (人)	施設数 (箇所)	定員数 (人)
介護老人福祉施設	14	792	2	200	16	992
うち地域密着型	2	58	—	—	2	58
介護老人保健施設	7	757	—	—	7	757
小規模多機能型居宅介護	4	—	1	—	5	—
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	24	342	2	36	26	378
計	49	1,891	5	236	54	2,127

## 2 介護サービス量の見込み

### (1) 介護予防サービス/居宅サービス

在宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが介護予防サービス及び居宅サービスです。要支援1・2の方を対象とする介護予防サービス、要介護1から5の認定者の方を対象とする居宅サービスという区分になっています。

高齢者人口の伸び、介護保険サービス種類別の利用率や利用回数等を、過去の実績を加味して算出すると、平成27年度から平成29年度までの計画期間における居宅サービスの見込量は以下のようになります。

#### ①介護予防訪問介護/訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)等が要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

なお、「介護予防訪問介護」の一部は、平成27年度から地域支援事業に移行します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護	要支援 1・2	37人	34人	
訪問介護	要介護 1~5	21,060回	20,896回	19,116回
		939人	980人	979人

#### ②介護予防訪問入浴介護/訪問入浴介護

要介護者の自宅に定期的に入浴車を派遣し、浴槽を家庭に持ち込み入浴の介護を行う、在宅での入浴を可能にするサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	68回	83回	100回
		12人	15人	17人
訪問入浴介護	要介護 1~5	761回	647回	399回
		182人	158人	104人

## ③介護予防訪問看護／訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等（看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士）が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。なお、このサービスの対象者は、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者となります。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問看護	要支援 1・2	1,762 回 216 人	2,117 回 246 人	2,510 回 278 人
	要介護 1～5	5,894 回 812 人	6,643 回 864 人	6,875 回 834 人

## ④介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

病状が安定したあと、医師の指示に基づき心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	551 回 60 人	545 回 62 人	535 回 65 人
	要介護 1～5	844 回 91 人	826 回 89 人	783 回 87 人

## ⑤介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

要支援・要介護の状態になっても、それぞれの能力に応じて、可能な限り居宅での生活が営めるよう、通院困難な要介護者の自宅を医師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。

○サービスの利用状況

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	110 人	140 人	170 人
居宅療養管理指導	要介護 1～5	715 人	804 人	842 人

⑥介護予防通所介護／通所介護

デイサービスセンター等に通り、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

このサービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めたケアプラン<sup>※1</sup>に基づき提供されます。

なお、「介護予防通所介護」の一部は、平成27年度から地域支援事業に移行します。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防通所介護	要支援 1・2	71 人	65 人	
	要介護 1～5	15,695 回 1,908 人	16,421 回 2,026 人	16,621 回 2,075 人

⑦介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通り、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

なお、通所リハビリテーションの対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護者です。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 通所リハビリテーション	要支援 1・2	190 人	207 人	225 人
	要介護 1～5	2,547 回 392 人	2,604 回 437 人	2,498 回 460 人

※1 ケアプランとは、介護保険サービスを利用するための計画

## ⑧介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設で入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 短期入所生活介護	要支援 1・2	304 日 64 人	274 日 60 人	242 日 56 人
	要介護 1～5	4,023 日 543 人	3,812 日 541 人	2,908 日 471 人

## ⑨介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護

老人保健施設に短期入所し、医学的な管理のもとに機能訓練、日常生活の介護、看護が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	21 日 6 人	24 日 7 人	25 日 8 人
	要介護 1～5	473 日 55 人	566 日 61 人	626 日 62 人

## ⑩介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者が、ケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。

○サービスの利用見込み (1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	21 人	20 人	19 人
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	24 人	18 人	15 人

## ⑪介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

特殊寝台、車いす、リフト、歩行支援具等、家庭での介助を可能にするために必要な福祉用具の貸与が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	748 人	827 人	910 人
福祉用具貸与	要介護 1～5	1,646 人	1,672 人	1,617 人

## ⑫特定介護予防福祉用具購入／特定福祉用具購入

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入を行った場合に、購入費の9割分を支給します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定介護予防福祉用具購入	要支援 1・2	11 人	9 人	7 人
特定福祉用具購入	要介護 1～5	5 人	3 人	1 人



## （２）地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス

日常生活圏域を設定し、その中での提供を中心とする地域密着型サービスについては、保険者による事業者の指定により計画的に整備されます。

また、地域密着型で提供されるサービスにおいては、増加が予想される認知症高齢者やひとり暮らし高齢者を地域で支えていくという観点が強く含まれています。

本市では4つの日常生活圏域を設定しており、制度を有効に活用しながら地域のバランスを考えた整備を行っていきます。

### ①介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

居宅の要介護者で、脳血管疾患、アルツハイマー病等により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方に、デイサービスセンターにて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 認知症対応型通所介護	要支援 1・2	1人	1人	1人
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	218回 33人	214回 33人	110回 18人

### ②介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	5人	5人	5人
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	89人	83人	99人

## ③介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者が、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。なお、サービスの利用にあたっては、事業者が、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書で確認します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援 2	4 人	1 人	1 人
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	319 人	317 人	331 人

## ④地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者が、その施設でケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。地域密着型サービスとなるのは有料老人ホームのうち、定員が30人未満の介護専用型の施設です。

## ⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

そのうち、定員が30人未満の施設が地域密着型サービスとなります。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等をふまえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護 1～5	58 人	58 人	58 人

### ⑥夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うものです。

### ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

当面は、現在実施している訪問介護、訪問看護サービスで対応するものとしませんが、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

### ⑧複合型サービス

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ、一体的に提供するサービスです。

今後も、サービス事業者等に対し、複合型事業所としての登録意向を確認しながら、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

### （3）施設サービス

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

入所対象者は、心身上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等をふまえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	要介護 1～5	734 人	734 人	834 人

#### ②介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的としてつくられた施設で、介護やリハビリが中心の施設です。

入所対象者は、病状が安定期にあり、上記にあげたサービスを必要とする要介護者です。施設では、在宅生活への復帰を目指してサービス提供がなされます。

在宅での生活ができるかどうかを定期的に点検し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めています。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人保健施設	要介護 1～5	757 人	757 人	757 人

### ③介護療養型医療施設

療養病床をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を提供することを目的とした施設で、長期間にわたり療養の必要な要介護者を介護する体制が整った医療施設のことです。

入院の対象者は、病状が安定期にある長期療養患者であって、上記にあげたサービスが必要な要介護者です。医師は、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には退院を指示し、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退院後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用見込み

（1か月あたり）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護療養型医療施設	要介護 1～5	2人	2人	2人

## (4) その他のサービス

## ①介護予防住宅改修／住宅改修

要支援・要介護者の在宅における住環境改善のため、自宅の段差を解消したり、手すりをつける等の小規模な改修に対して、介護保険から限度枠（20万円）内で住宅改修費（利用者負担1割を除く。）が支給されます。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防住宅改修	要支援 1・2	23人	24人	26人
住宅改修	要介護 1～5	8人	8人	7人

## ②介護予防支援／居宅介護支援

介護予防支援計画は、介護予防サービスを受けるときに必要な計画です。

居宅介護支援計画は、介護サービスを受けるときに必要な計画です。

この介護予防支援、居宅介護支援計画の作成にかかる費用は、全額介護保険から支給されます。

なお、「介護予防支援」の一部は、平成27年度から地域支援事業に移行します。

○サービスの利用見込み

(1か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防支援	要支援 1・2	762人	820人	880人
居宅介護支援	要介護 1～5	2,964人	3,090人	3,080人

### 3 介護サービスの質の向上

事業所による介護サービス情報の公表制度を強化し、サービス利用者が適切なサービスを選択できるよう情報の提供を促進し、サービスの向上を推進していきます。

また、保険者機能が強化されることから、事業者に対する立ち入り調査や実地指導により適正な運営の確保を図るとともに、不適切なサービスの是正等サービスの質の向上のための介護給付費適正化の事業に取り組みます。

#### （１）制度の周知徹底

介護サービスを利用する高齢者やその家族に加え、現在は元気で介護サービスを受けていない高齢者にも制度改正における変更点や、保険料等の情報を分かりやすく伝えるため、市報、パンフレット、ホームページ等での広報体制の強化を図ってまいります。

また、市の職員による出前講座や各種講演会の実施等を通じて、介護保険制度や各種保健福祉サービスについての情報の周知徹底に努めます。

#### （２）苦情処理

苦情処理にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮し、宮城県や宮城県国民健康保険団体連合会等と連携して、利用者の立場に立ち、迅速かつ適切な対応に努めます。

#### （３）介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

介護支援専門員の資質向上は、介護サービス全体の質を左右する重要なものであり、安定的かつ良質なサービス提供には、居宅サービスを担う職員や介護保険施設の職員等の資質や専門性を向上させることが大切です。

このため、地域包括支援センターを中心に情報提供や支援困難ケース等への対応等の支援体制を強化することにより、介護支援専門員のさらなる資質の向上に努めます。また、施設や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域密着型サービス事業所の介護支援専門員の資質向上のための研修や支援を推進し、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るため、多様なサービスを取り入れ要介護者等を支援できるよう、適切なケアマネジメントを行うケアプランの点検に努めます。

#### （４）サービス事業者の指導・監督

介護保険法の改正により、介護サービス事業者に対する法令等遵守の管理体制整備の義務付けや広域的に介護サービス事業を展開する介護サービス事業者の本部等に対する立入調査権が認められました。事業者の指導の視点から適正なサービス提供に努めます。

### （５）介護事業所等の人材確保・人材育成

介護人材の確保・育成については、社会的評価の向上、待遇の向上、定着率の向上が考えられます。介護への意欲と適正、能力を持った人材が安定的に採用していくことができるような環境整備が必要と思われます。また、処遇改善や労働環境の整備については、国・県に対し、引き続き支援の継続を要望するとともに、介護事業所、関係機関との意見交換会等を実施します。

### （６）地域密着型サービス運営推進会議の運営支援

地域密着型サービスが生活圏内で質の高いサービス提供が継続できるよう、行政や地域包括支援センターの職員、利用者家族や地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の効果的、効率的運営を支援します。

### （７）情報開示とサービス評価体制の充実

サービスの整備状況や保険財政の状況等、介護保険事業に関わる情報の開示によって、地域住民にわかりやすい計画の運営を目指すとともに、計画の進行管理・点検・評価について関係機関、団体や地域住民等が参画し意見が反映できるように、介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行います。

### （８）事業者間の連携の支援

質の高いサービスを効率的に提供するために、サービス提供事業者に対し、積極的に情報提供を進め、事業者連絡会議の開催等により情報の共有化、連携の強化等、事業者間のネットワークづくりのための支援を行います。

### （９）適正化事業の推進

#### ①要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施される要介護認定調査の結果に対し、認定審査会用資料としての整合性の確認をすべく、全調査項目の内容を入念に点検します。

その際、チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合は、当該調査員に直接確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

#### ②ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、ケアプランが作成されているか点検を行い、サービスの質の向上を目指します。



### ③福祉用具購入及び貸与・住宅改修に係わる点検

福祉用具の購入及び貸与、住宅改修工事が利用者の必要性に合致しているかどうかを点検し、適切な給付につなげます。

### ④医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

### ⑤介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、サービス利用日数又は回数、介護保険給付額、利用者負担額を通知することにより利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげます。

## （10）離島介護対策事業

田代島は、人口80人（平成26年9月末現在）で、高齢化率は75.0%と極めて高くなっていますが、島内には介護サービス事業所がない状況にあります。

また、網地島は、人口405人（平成26年9月末現在）で高齢化率は70.1%とこちらもかなり高く、島内の介護サービス事業所は「網地島デイサービスセンター」1か所という状況です。

本市では、「石巻市離島介護対策事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業者に対し、田代島地区及び網地島地区の市民に対する介護サービスを実施する場合に要する船賃等を、今後も継続して補助金として交付しながら安心して暮らし続けることができる環境づくりに努めます。

## 4 介護する家族等への支援の充実

### (1) 住宅改修支援事業

介護支援専門員等が行う住宅改修が必要と認められる理由書を作成する業務について、その業務に対する対価を補助金として交付することにより、介護保険サービスの利用促進を図り、併せて介護支援専門員等に所要の支援を行います。

### (2) 高額介護サービス費貸付事業

介護サービスを受けた際の自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されますが、払い戻されるまでの資金として、その額の90%を無利子で貸付を行います。

### (3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

○事業の内容

対象者の要件	対象となるサービス※	軽減の割合
世帯課税、収入、預貯金、資産、扶養、保険料納付の状況等を総合的に勘案して、生計が困難であると市が認定した方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護／介護予防通所介護</li> <li>○訪問介護／介護予防訪問介護</li> <li>○短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護</li> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○複合型サービス</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○介護老人福祉施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担の25%</li> <li>・老齢福祉年金受給者は利用者負担の50%</li> </ul>

※都道府県に申し出を行った社会福祉法人が実施するサービスが対象となります。

#### （４）家族介護慰労金支給事業

要介護４又は５の状態にある６５歳以上の高齢者を常時在宅で介護している家族の労をねぎらい介護家族を支援するため、介護慰労金を支給します。

○事業の内容

対 象 者	支 給 額
市民税非課税世帯で、過去１年間介護保険のサービス（年間７日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった高齢者を介護している同居の家族	高齢者１人当たり 年額 10万円

#### （５）介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、市民税非課税世帯であって要支援又は要介護状態にある６５歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方に、介護用品を購入できる介護用品支給券を支給します。

○事業の内容

区 分	介護用品支給券の額	対象となる介護用品
要支援～要介護３	高齢者１人当たり 月額 2,000円	紙おむつ、尿取りパット
要介護４又は５	高齢者１人当たり 月額 5,000円	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋 清拭剤、ドライシャンプー

## 5 介護保険事業費の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までの本市におけるサービス給付費見込額は次のようになりました。

### (1) 介護サービス給付費見込額

#### ○介護予防サービス(予防給付)

介護予防サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、平成27年度では約3億6千万円、3年間合計で約11億9千万円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護予防サービス	299,299千円	331,196千円	369,744千円	1,000,239千円
①介護予防訪問介護	643千円	590千円	0千円	1,233千円
②介護予防訪問入浴介護	6,182千円	7,643千円	9,376千円	23,201千円
③介護予防訪問看護	71,428千円	87,241千円	108,668千円	267,337千円
④介護予防訪問リハビリテーション	18,410千円	18,350千円	18,379千円	55,139千円
⑤介護予防居宅療養管理指導	8,758千円	11,218千円	13,828千円	33,804千円
⑥介護予防通所介護	2,342千円	2,150千円	0千円	4,492千円
⑦介護予防通所リハビリテーション	93,101千円	103,985千円	117,282千円	314,368千円
⑧介護予防短期入所生活介護	22,569千円	20,493千円	18,409千円	61,471千円
⑨介護予防短期入所療養介護	1,865千円	2,076千円	2,234千円	6,175千円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	20,767千円	19,402千円	17,592千円	57,761千円
⑪介護予防福祉用具貸与	45,824千円	51,329千円	57,922千円	155,075千円
⑫介護予防福祉用具購入	7,410千円	6,719千円	6,054千円	20,183千円
住宅改修	21,650千円	22,081千円	22,741千円	66,472千円
介護予防支援	39,005千円	41,961千円	45,042千円	126,008千円
<b>介護予防サービス給付費計</b>	<b>359,954千円</b>	<b>395,238千円</b>	<b>437,527千円</b>	<b>1,192,719千円</b>

## ○居宅サービス

居宅サービス給付費は、計画期間中、平成28年度までは増加が見込まれ、平成29年度では施設サービスの増加に伴い約1億4千万円減少し、3年間合計で約125億4千万円の費用を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス	3,662,318千円	3,715,774千円	3,579,311千円	10,957,403千円
①訪問介護	694,155千円	700,263千円	651,632千円	2,046,050千円
②訪問入浴介護	102,875千円	87,929千円	55,256千円	246,060千円
③訪問看護	328,668千円	368,134千円	382,237千円	1,079,039千円
④訪問リハビリテーション	28,894千円	28,439千円	27,412千円	84,745千円
⑤居宅療養管理指導	45,394千円	51,628千円	55,273千円	152,295千円
⑥通所介護	1,434,711千円	1,471,828千円	1,511,352千円	4,417,891千円
⑦通所リハビリテーション	271,624千円	276,845千円	266,654千円	815,123千円
⑧短期入所生活介護	391,718千円	371,315千円	283,033千円	1,046,066千円
⑨短期入所療養介護	56,008千円	67,359千円	75,744千円	199,111千円
⑩特定施設入居者生活介護	50,024千円	37,353千円	30,657千円	118,034千円
⑪福祉用具貸与	247,630千円	246,336千円	234,543千円	728,509千円
⑫福祉用具購入	10,617千円	8,345千円	5,518千円	24,480千円
住宅改修	26,807千円	28,803千円	30,488千円	86,098千円
居宅介護支援	490,222千円	506,251千円	497,432千円	1,493,905千円
<b>居宅サービス給付費計</b>	<b>4,179,347千円</b>	<b>4,250,828千円</b>	<b>4,107,231千円</b>	<b>12,537,406千円</b>

## ○地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費は、計画期間中、概ね横ばいで推移し、平成 29 年度では地域密着型サービスの増加に伴い約 8 千万円増加し、3 年間合計で約 41 億円の費用を見込んでいます。

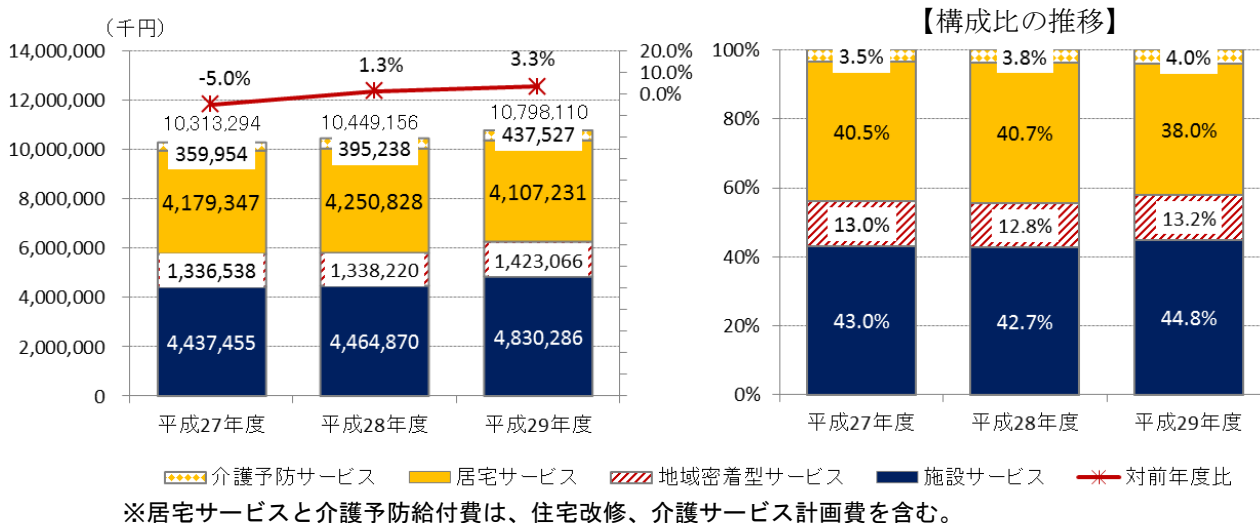
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
地域密着型サービス	1,321,068 千円	1,330,565 千円	1,417,894 千円	4,069,527 千円
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
②夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
③認知症対応型通所介護	25,060 千円	24,879 千円	12,451 千円	62,390 千円
④小規模多機能型居宅介護	216,503 千円	220,504 千円	253,695 千円	690,702 千円
⑤認知症対応型共同生活介護	903,085 千円	907,623 千円	970,269 千円	2,780,977 千円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	176,420 千円	177,559 千円	181,479 千円	535,458 千円
⑧複合型サービス	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型介護予防サービス	15,470 千円	7,655 千円	5,172 千円	28,297 千円
①介護予防認知症対応型通所介護	483 千円	308 千円	137 千円	928 千円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,387 千円	4,678 千円	5,035 千円	14,100 千円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	10,600 千円	2,669 千円	0 千円	13,269 千円
<b>地域密着型サービス給付費計</b>	<b>1,336,538 千円</b>	<b>1,338,220 千円</b>	<b>1,423,066 千円</b>	<b>4,097,824 千円</b>

## ○施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、概ね横ばいで推移し、平成 29 年度では施設サービスの増加に伴い約 3 億 7 千万円増加し、3 年間合計で約 137 億 3 千万円の費用を見込んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
施設サービス				
①介護老人福祉施設	2,095,680 千円	2,107,846 千円	2,427,682 千円	6,631,208 千円
②介護老人保健施設	2,333,664 千円	2,349,541 千円	2,394,976 千円	7,078,181 千円
③介護療養型医療施設	8,111 千円	7,483 千円	7,628 千円	23,222 千円
<b>施設サービス給付費計</b>	<b>4,437,455 千円</b>	<b>4,464,870 千円</b>	<b>4,830,286 千円</b>	<b>13,732,611 千円</b>

○石巻市の第6期介護保険給付費の見込み



## (2) 標準給付費見込額

第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までについて、介護サービス給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込んでいます。

○第6期各年度の標準給付費見込額

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護サービス給付費		10,313,294千円	10,449,156千円	10,798,110千円	31,560,560千円
介護サービス給付費以外の費用	①特定入所者介護サービス費等給付額	571,845千円	538,172千円	542,715千円	1,652,732千円
	②高額介護サービス費等給付額	203,882千円	219,785千円	236,928千円	660,595千円
	③高額医療合算介護サービス費等給付額	11,105千円	13,327千円	15,993千円	40,425千円
	④審査支払手数料	12,949千円	14,153千円	15,469千円	42,571千円
合計		11,113,075千円	11,234,593千円	11,609,215千円	33,956,883千円

※1 特定入所者介護サービス費とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。〈次頁へ続く〉

〈前頁脚注の続き〉

- ※2 高額介護サービス費とは、介護保険サービスの利用にかかる1割の利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。
- ※3 高額医療合算介護サービス費とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。
- ※4 審査支払手数料とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

### (3) 地域支援事業費見込額

介護予防サービスや生活支援サービス等に関する費用が地域支援事業費です。

また、介護予防・日常生活支援総合事業費の上限額は、既存の介護予防事業費と予防給付から移行される訪問介護サービス費等の前年実績等から算出しています。包括的支援事業・任意事業費については、国の制度改正を受けて積算しています。

○第6期各年度の地域支援事業費の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業費	788,742,094 円	802,511,218 円	815,016,982 円	2,406,270,294 円
包括的支援事業・任意事業費	228,363,407 円	230,305,689 円	234,133,967 円	692,803,063 円
地域支援事業費	1,017,105,501 円	1,032,816,907 円	1,049,150,949 円	3,099,073,357 円

### (4) 保健福祉事業費見込額

本市が独自に実施する高齢者の保健福祉事業（高齢者の生きがいと創造の事業・高齢者スポーツ大会等）について、事業費用の一部を介護保険事業費として負担するものです。

○第6期各年度の保健福祉事業費の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
保健福祉事業費	4,500,000 円	4,500,000 円	4,500,000 円	13,500,000 円



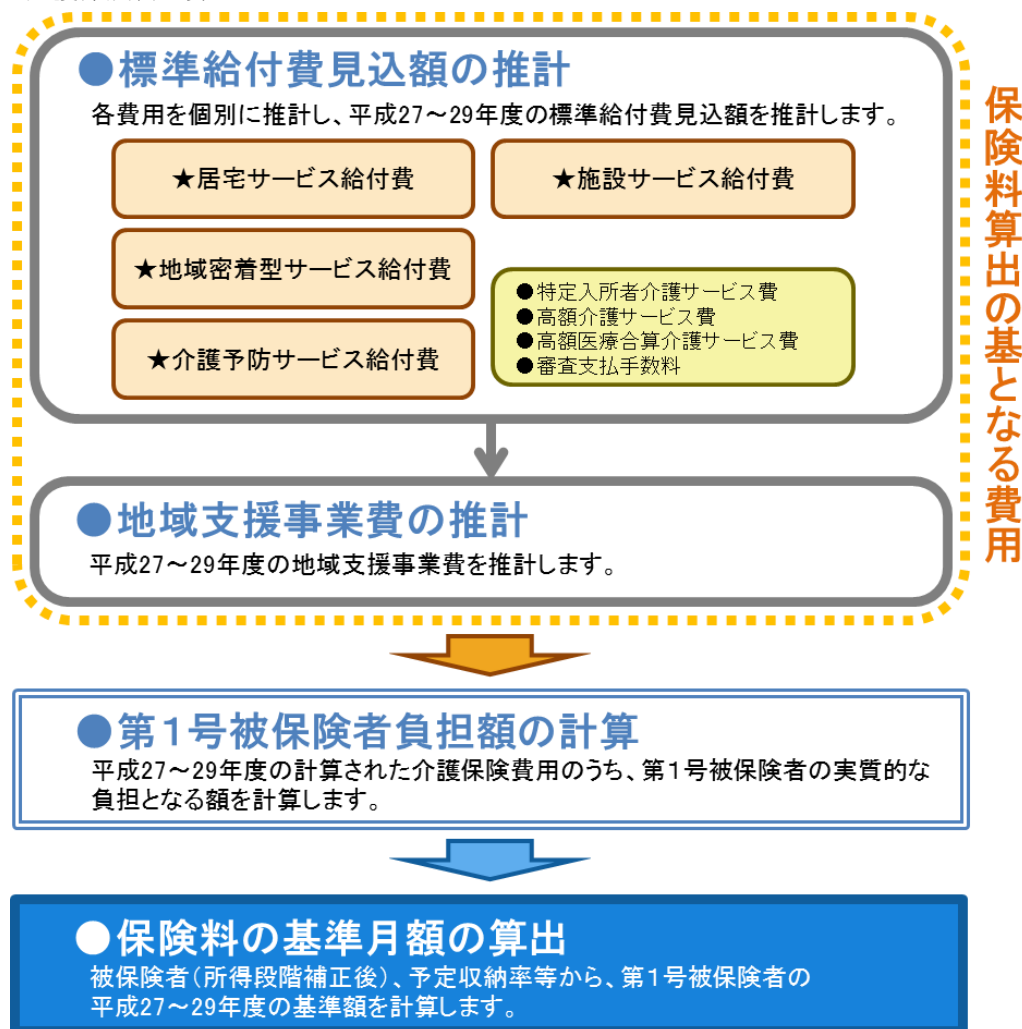
## 6 第1号被保険者の保険料

### （1）介護保険料算出の考え方

#### ①介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、概ね以下のようになります。

○介護保険料の算出フロー



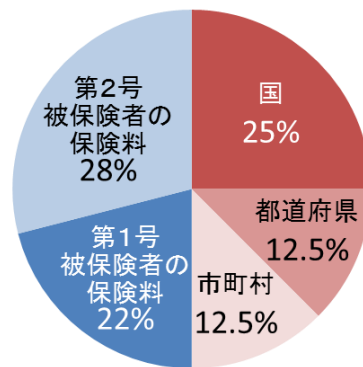
#### ②第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分以上を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の22%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は28%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

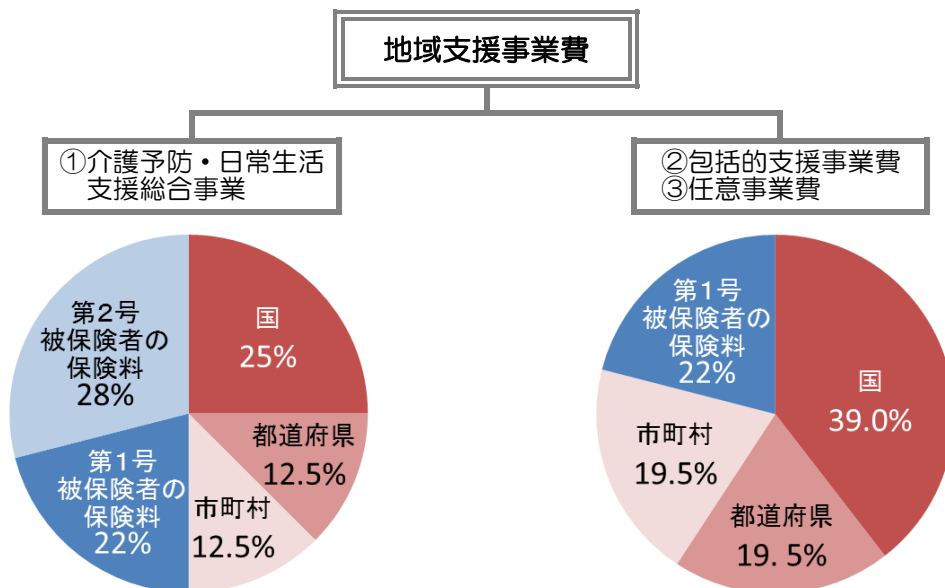
○標準給付費の負担割合



※ただし、施設等給付費については国20%、都道府県17.5%

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

○地域支援事業費の負担割合

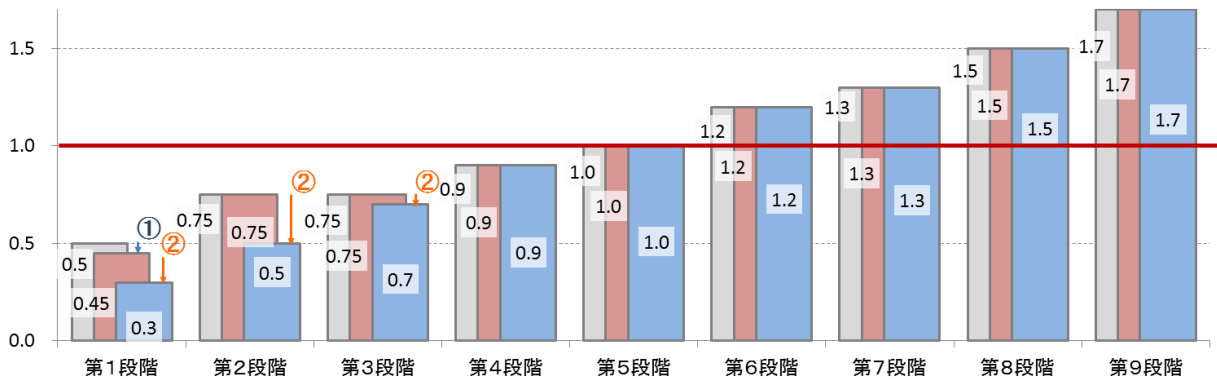


（2）第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に基準額乗率を設定することが重要です。

第6期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うことから、標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直し、各段階における基準額に対する保険料の割合及び各段階の定義を以下のとおりとしたため、本市においても9段階に設定し、基準額に対する割合及び各段階の定義を同様とします。

○保険料段階と負担軽減措置

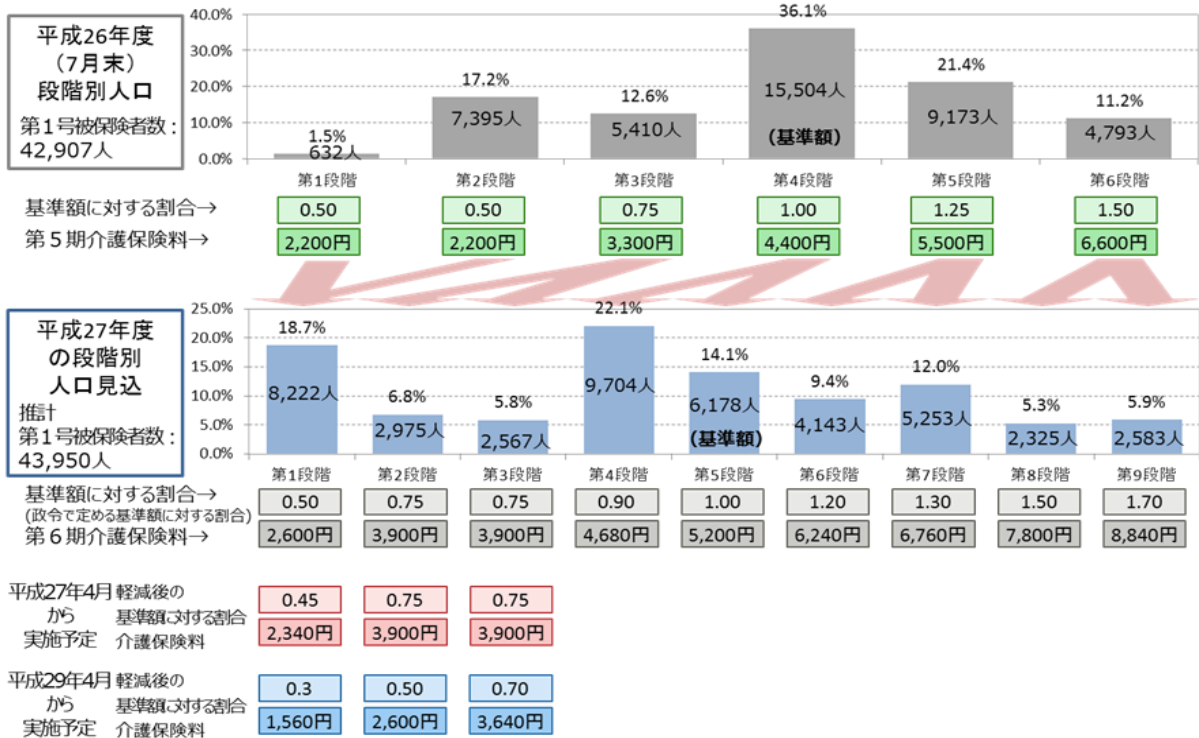


第1段階から第3段階の保険料基準額に対する軽減割合

	①平成27年4月実施	②平成29年4月実施
第1段階	0.5→0.45	0.45→0.3
第2段階	—	0.75→0.5
第3段階	—	0.75→0.7

- 政令で定める基準額に対する割合
- 平成27年度・平成28年度の基準額に対する割合
- 平成29年度の基準額に対する割合

平成27年度以降、6段階から9段階にすることで、基準額等の変化を見ると所得が少ない高齢者の介護保険料の負担が少なくなっています。



(3) 保険料の算出

①第6期計画期間保険料の算出

第6期計画期間である平成27年度から平成29年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

○保険料の算定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額 (A)	11,113,074,852 円	11,234,593,270 円	11,609,214,991 円	33,956,883,113 円
地域支援事業費見込額 (B)	1,017,105,501 円	1,032,816,907 円	1,049,150,949 円	3,099,073,357 円
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者 負担割合 22%】	2,668,639,678 円	2,698,830,239 円	2,784,840,507 円	8,152,310,424 円
調整交付金相当額 (D)【(A+介護予防・日常生活支 援総合事業費)×5%】	595,090,847 円	601,855,224 円	621,211,599 円	1,818,157,670 円
調整交付金見込額 (E)【A×6.51%(交付率見込み)】	723,461,000 円	731,372,000 円	755,759,000 円	2,210,592,000 円
準備基金取崩額 (F)				100,000,000 円
保健福祉事業費見込額 (G)	4,500,000 円	4,500,000 円	4,500,000 円	13,500,000 円
保険料収納必要額 (H)【C+D-E-F+G】				7,673,376,094 円
予定保険料収納率 (I)	97.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J) (第1号被保険者数)	42,448 人	42,977 人	41,348 人	126,773 人
保険料基準額(年額) (K)【H÷I÷J】				62,400 円
保険料基準額(月額) (L)【K÷12】				<b>5,200 円</b>

## ②第6期の所得段階別保険料一覧

平成27年度から平成29年度における本市の段階別の保険料及び基準額等については次のとおりです。

○段階別の保険料及び基準額に対する割合

段 階	対 象 者	基準額に対する割合		第6期保険料	
		平成27年度 平成28年度	平成29年度	平成27年度 平成28年度	平成29年度
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方	0.45	0.30	2,340円	1,560円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	0.75	0.50	3,900円	2,600円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が120万円超の方	0.75	0.70	3,900円	3,640円
第4段階	○本人が市民税非課税の方 （世帯内に市民税課税者がいる場合） かつ ○本人の年金収入等が80万円以下の方	0.90	0.90	4,680円	4,680円
第5段階 （基準）	○本人が市民税非課税の方 （世帯内に市民税課税者がいる場合） かつ ○本人の年金収入等が80万円超の方	1.00	1.00	5,200円 （基準額）	5,200円 （基準額）
第6段階	○本人が市民税課税の方 （合計所得金額が120万円未満の場合）	1.20	1.20	6,240円	6,240円
第7段階	○本人が市民税課税の方 （合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合）	1.30	1.30	6,760円	6,760円
第8段階	○本人が市民税課税の方 （合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合）	1.50	1.50	7,800円	7,800円
第9段階	○本人が市民税課税の方 （合計所得金額が290万円以上の場合）	1.70	1.70	8,840円	8,840円

注）平成29年度の基準額に対する割合及び保険料については、見込み額である。

## 第7章 地域包括ケアシステムの構築

本市では、平成25年10月に医師会を初めとする包括ケアに関する各団体の代表者を委員とする石巻市地域包括ケア推進協議会を立ち上げ、今後10年程度を見据えた地域包括ケアシステムの全体像や方向性を示すものとして「石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想」を策定しました。

さらに平成26年度は、この基本構想を具体化するための実施計画を平成27年3月末までに策定することとしています。

### (1) 基本方針

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県等が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要と言われており、石巻市の状況等を鑑みて、以下に示す3つを基本方針としました。

- 1 現状の地域包括支援センターの活動を活かした地域包括ケアシステム
- 2 仮設住宅等からの転居者に配慮した地域包括ケアシステム
- 3 高齢者以外も含めた次世代型の地域包括ケアシステム

石巻市が設置している既存の12の地域包括支援センターは、地域によって状況は異なるものの、既に医療・介護・生活支援サービス等を包括的に活用して高齢者を見守っているという実績もあり、現状の地域包括支援センターの活動を活かした地域包括ケアシステムを目指します。

また、東日本大震災の影響により今なお仮設住宅等に多くの市民が住んでおり、今後復興公営住宅等への転居が多く発生することが想定されているため、当然のことながら、仮設住宅等からの転居者に配慮した地域包括ケアシステムを目指します。当該部分については、他地域にはない被災地石巻市ならではの基本方針と言えます。

さらには、中長期的な視点にはなりますが、高齢者のみならず、障がい者や子育て世代等も対象としたいいわゆる“次世代型”の地域包括ケアシステムの確立を目指します。

以上の3つの特徴を最大限活かした石巻市における地域包括ケアシステムを確立し、被災者を最後のひとりまで支えていき、安心した生活を将来にわたり提供していきます。

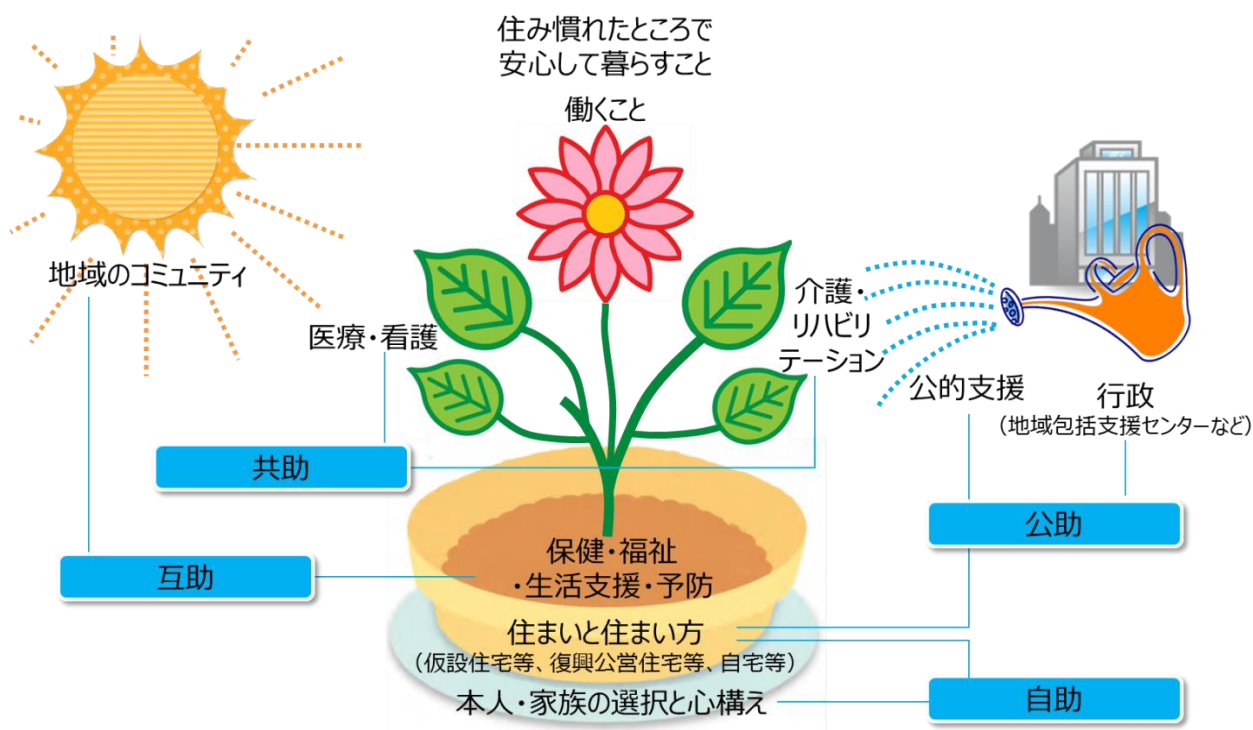


## （２）コンセプト

地域包括ケアシステムを構成する要素は、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」「福祉・生活支援」「住まいと住まい方」であり、これらの構成要素は、ばらばらに提供されるのではなく、それぞれの役割に基づいて互いに関係しながら、また連携しながら自宅での生活を支えていくことが必要であると言われています。

それを基本にした石巻市のコンセプトは、下の図のとおりです。

石巻市民にとって、「住み慣れたところで安心して暮らし、元気な高齢者も含め働ける人は働ける環境」そのものがきれいな花に当たります。きれいな花を咲かせるためには、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」といった葉が必要であり、そのためにもそれらを支える「保健・福祉・生活支援・予防」、いわゆる土の役割が重要となってきます。それらを安心して適切に活用いただくためには、しっかりとした「住まいと住まい方（仮設住宅等、復興公営住宅等、自宅等）」の鉢の役割が確立されていることが必要であり、その前提となるのが「本人・家族の選択と心構え」等の皿の役割です。必要に応じて葉の役割である「医療・看護」「介護・リハビリテーション」や土の役割である「保健・福祉・生活支援・予防」に対しての養分を含んだ水や、それを与えるじょうろの役割である公的な支援が必要となります。また、それらをあたたかい太陽の光となる「地域のコミュニティ」があるからこそ、それぞれの関係者が機能し、きれいな花「住み慣れたところで安心して暮らし、元気な高齢者も含め働ける人は働ける環境」が咲くと考えられます。



出典：石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想（平成26年3月）より

(3) 導入当初の推進体制

旧石巻市エリアと旧6町エリアでは医療・介護、生活支援サービスの提供実態は異なります。旧石巻市エリアにおいては、医療機関・介護事業所は、地域包括支援センターの担当地区に関わらず、各々サービス提供している事業所が多くなっており。一方で、旧6町エリアでは、各地域単位に各総合支所と地域包括支援センターが連携して高齢者等を始めとした見守りが行われています。

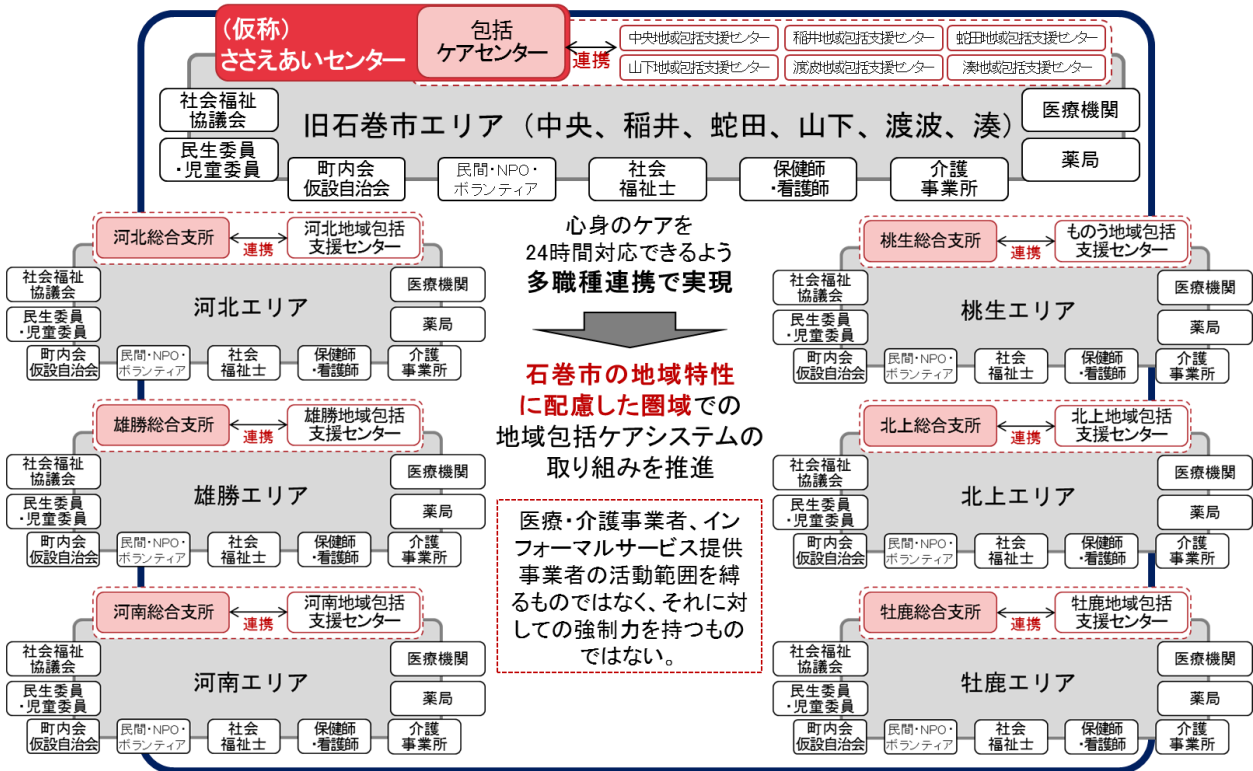
そのため、石巻市の地域特性に配慮した圏域を設定した上で地域包括ケアシステムの取り組みを推進していくこととします。旧石巻市エリアと旧6町エリアの各地域をそれぞれの地域包括ケアシステムの圏域として設定し、心身のケアを24時間対応できるよう多職種連携で実現していきます。

旧石巻市エリアにおいては、(仮称) ささえあいセンターの中に設置される「包括ケアセンター」が6つの地域包括支援センターと連携して多職種連携をコーディネートしていきます。

旧6町エリアにおいては、各総合支所と各地域包括支援センターが多職種連携をコーディネートしていきます。旧石巻市エリア及び旧6町それぞれの多職種連携全体を(仮称) ささえあいセンターの中に設置される「包括ケアセンター」がコーディネートしていきます。

なお、医療機関、介護事業所、インフォーマルサービス※1提供事業者は、本圏域を意識してサービス提供しているものではないため、それぞれの事業者の活動範囲を縛るものではなく、それに対しての強制力を持つものではありません。

※1 介護保険給付以外の生活支援するためのサービス。民間企業、NPO、ボランティア等が提供する場合がある。



※本図は将来的な推進体制イメージを示しているものであり、現状を表しているものではない。

出典：石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想（平成26年3月）より



#### （４）石巻市地域包括ケア推進協議会の運営

保健、福祉、医療、介護及び生活支援分野の関係者並びに自治会、市民活動団体等と協働し、介護保険による従来の高齢者支援に加え、障がい者や子ども及び被災者等への支援体制の整備を図ることにより、全ての在宅支援が必要な市民を対象とした地域包括ケアシステムを構築し、地域に根差した福祉サービスの充実を図るため、次の事業を行う。

- ・地域包括ケアシステムの構築に係る課題解決に向けた協議に関すること。
- ・地域包括ケアシステム推進計画の立案に関すること。
- ・地域包括ケアシステムの構築、推進に関すること。
- ・関係機関相互の情報共有及び連絡調整に関すること。
- ・その他、本会の目的達成に必要なこと。

組織構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 石巻市医師会</li> <li>(2) 桃生郡医師会</li> <li>(3) 石巻歯科医師会</li> <li>(4) 石巻薬剤師会</li> <li>(5) 石巻市社会福祉協議会</li> <li>(6) 石巻市老人クラブ連合会</li> <li>(7) 石巻市身体障害者福祉協会</li> <li>(8) 石巻仮設住宅自治連合推進会</li> <li>(9) 石巻市介護保険運営審議会</li> <li>(10) 石巻市地域包括支援センター運営協議会</li> <li>(11) 宮城県</li> <li>(12) 石巻市</li> <li>(13) 前各号に掲げるほか、会長が必要と認める者</li> </ul>
------	---

### (5) 包括ケアセンターの運営

現在の包括ケアセンターは、開成・南境応急仮設住宅団地内の住民、主に高齢者の保健、福祉、医療、介護及び生活支援等を総括して、健康や生活をサポートすることを目的として平成25年8月に開設されました。

今後、石巻駅前に開設される予定の(仮称)ささえあいセンター内に移設後は、この「包括ケアセンター」で培ったノウハウ等で広く展開していくことを目指します。

(仮称)ささえあいセンター内に移設後は、各地域における取り組みの調整や各地域間の調整等、石巻市全体の地域包括ケアシステムの取り組みの調整をしていくことを目指します。

具体的には、住民の交流の場づくり事業、地域づくり支援事業、多職種・多機関連携におけるコーディネート事業、地域ケア会議開催等の支援事業等を実施します。

なお、公平性・中立性を担保するために、包括ケアセンター、総合支所、地域包括支援センターが地域の各拠点の役割を担うことを想定しています。

### (6) 地域支え合い体制づくりの推進

生活支援・介護予防サービスの体制整備にあたり、元気な高齢者をはじめ、市民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、町内会等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。

## 1 地域で支え合う仕組みづくりの推進

高齢者が長年慣れ親しんだ地域で生活できることは、個人の生活の質を高めるためにも必要であり、地域で安心して生活できる環境が求められます。

震災を経た今後は、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアのシステムづくりを進めるとともに、災害時に援護が必要な人への対策やバリアフリーの普及といったまちづくりを推進し、地域コミュニティやNPO、ボランティア等多様な担い手による日常生活支援サービスの提供体制を検討しながら、高齢者が生活しやすい環境を整備することにより、地域全体で高齢者を支えていきます。

### （1）地域包括支援センター活動支援

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。

本市においては12か所設置しており、介護予防ケアプランの作成や介護予防教室の実施、住民からの相談対応等、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な次の4事業を、地域において一体的に実施しています。

#### ①総合相談・支援事業

地域において高齢者等の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し必要なサービスにつなげる等の支援を行います。

#### ②権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を行います。

#### ③包括的支援・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の地域における生活を支援するために、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、介護支援専門員・主治医をはじめ地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築とその支援を行います。

#### ④予防給付・介護予防事業のケアマネジメント事業

要支援者（予防給付）と介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防サービスの提供が効果的かつ効率的に実施されるようケアプランの作成とサービス利用の評価等を行います。

## ○石巻市地域包括支援センター（12か所）

名 称	担当地区	電話番号	住 所
石巻市中央地域包括支援センター	石巻・中央	21-5171	石巻市大街道西三丁目1番28号
石巻市稲井地域包括支援センター	稲井・住吉	93-8166	石巻市大瓜字箕輪17番地
石巻市蛇田地域包括支援センター	蛇田	92-7355	石巻市蛇田字小斎61番地1
石巻市山下地域包括支援センター	山下・釜・大街道	96-2010	石巻市山下町二丁目1番5号
石巻市渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	25-3771	石巻市新成一丁目7番地1
石巻市湊地域包括支援センター	湊	90-3146	石巻市大橋三丁目1番地3
石巻市河北地域包括支援センター	河北	61-1252	石巻市大森字内田1番地28
石巻市雄勝地域包括支援センター	雄勝	61-3732	石巻市雄勝町小島字和田123番地
石巻市河南地域包括支援センター	河南	86-5501	石巻市鹿又字八幡前15番
石巻市ものう地域包括支援センター	桃生	76-5581	石巻市桃生町中津山字八木46番地3
石巻市北上地域包括支援センター	北上	61-7023	石巻市北上町十三浜字吉浜266番地
石巻市牡鹿地域包括支援センター	牡鹿	44-1652	石巻市鮎川浜清崎山7番地

## (2) 地域包括ケアのコーディネート

地域包括支援センターの存在と役割が地域住民等に広く認知されるに伴い、相談件数のほか、高齢者虐待、認知症高齢者等の処遇困難事例への対応も増加しています。

このような状況を踏まえ、今後も引き続き、豊富な経験や専門的知識・技術を有する職員の確保・育成に努め、総合相談・支援業務をはじめとする地域包括支援センターの適正な運営を図ります。また、地域での各種公的サービスやインフォーマルサービス等の様々な社会資源を結ぶネットワークの構築、多様な主体の連携を図る包括的・継続的ケアマネジメント機能の強化、権利擁護体制の整備等に取り組むほか、「ワンストップサービスの拠点」として高齢者のために最適なケアをコーディネートする機能の向上に努めます。

高齢者の尊厳の保持、利用者本位、自立支援の視点からのマネジメントを行い、個々の高齢者の状況やその変化に合わせて、福祉、医療、介護等の地域包括支援ネットワークを適宜活用しながら、様々なサービス・支援を継続的かつ包括的に提供していきます。

### （3）地域ケア会議開催等の支援

地域包括支援センターが行う地域ケア会議において、高齢者の個別ケース（困難事例等）の課題分析をするにあたり、専門職からの助言等を受けることにより、個別課題の解決を図るとともに多職種協働での支援体制の構築を図りながら、地域の課題の発見に努めます。

#### ○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域ケア 会 議	開 催 回 数 (回)		16	16	16	17	18
	参 加 延 人 数 (人)		469	250	250	260	270

### （4）相談体制の充実

高齢になっても、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境を確保するために、各地区の地域包括支援センターを中心として、県や国保連合会とも連携した身近な相談体制を整備します。

また、本庁の介護保険課、福祉総務課、健康推進課をはじめとして、河北、雄勝、河南、桃生、北上、牡鹿の各総合支所及び、渡波、稲井、荻浜、蛇田の各支所においても相談体制の充実を図ることにより、質の高い対応ができるように努めます。

### （5）災害時要援護対策

災害発生時における要援護者（高齢者や障がい者等）の安否確認や避難誘導を迅速に行うため、町内会や自主防災組織、行政区等による「支援体制づくり」を推進していきます。

また、要援護者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら、災害時要援護台帳を整備するとともに、関係機関と連携し、地域における災害時要援護者見守り及び災害時要援護者の避難支援プラン（個別支援プラン）の作成を進めます。

#### ○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支援体制構築行政区		401	404	390	419	419	419

**（6）地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供**

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要です。そのためには、保健・福祉・医療・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を進めるとともに、地域の実情に合わせた地域住民の協力や現在活動しているボランティア団体等との連携が不可欠となります。

本市においては、包括ケアシステムを促進するにあたり、これまでと同様の事業者のサービスは基より、地域ボランティア活動等による支え合いのサービスの創出やネットワーク化を図り、地域に密着した支援体制を整えていきます。

## 2 高齢者の生活支援の充実

高齢期を迎えると、日頃から健康に気をつけていても、身体機能の衰え等により、今までは簡単にできたことが困難になったりします。特に、ひとり暮らしや高齢者世帯ではそのような状況は多くみられると考えられます。

生活の不便や不安を解消して、高齢者が充実した豊かな老後を過ごせるように、また、高齢者の家族に過大な負担がかからぬように、生活支援サービスの充実を図ること等により、高齢者の生活を応援するため、事業の普及・推進を図ります。

### （1）ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、家庭用の緊急通報装置を貸与し、緊急事態における迅速かつ適切な対応を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規設置数（台）	156	121	120	120	120	120
設置延数（台）	443	492	500	500	500	500

### （2）バリアフリー住宅普及促進事業

身体状態に応じた住宅の改良に要する費用に対して助成を行い、高齢者が居宅において安心して住み続けられるよう支援します。

○助成内容

改良工事内容	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等
助 成 内 容	市民税非課税世帯において、住宅の改良を行った対象経費の9割助成 (要支援及び要介護者は対象外)

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延件数（件）	4	3	8	10	10	10

### (3) 外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者が通院や在宅福祉サービス等のために福祉タクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の外出する機会を増やし、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延人数 (人)	1,013	1,145	1,450	1,500	1,500	1,500

### (4) 訪問理美容サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者等で美容院や美容院へ出向くことが困難な方に対し、理容師等が直接自宅へ出向いて理美容サービスを提供することにより、心身ともに快適な生活を送ることができるよう支援を行うとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延件数 (件)	3	44	46	50	50	50

### (5) 高齢者日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者等が自立した生活が送られるよう、各日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

○給付・貸与の状況

区 分	実 績			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	
給 付	電磁調理器 (台)	3	3	6
	火災報知器 (台)	10	0	4
	自動消火器 (台)	0	0	0
貸 与	高齢者用電話 (台)	1	0	0

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人)	14	3	10	10	10	10



### （6）高齢者世話付住宅事業

高齢者世話付住宅の設置に伴い、生活援助員（ライフ・サポート・アドバイザー）を派遣し、居住者に対し、必要に応じ生活指導、相談、安否確認、一時的な家事介助及び緊急時の対応等のサービスを実施します。

○派遣状況

派遣人員	2人 (1日交替・常駐1人)
派遣時間	8:30~17:00

○事業の実施状況

区 分	実 績		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
入所者実人数 (人)	8	10	9
入 居 戸 数 (戸)	8	11	10

### （7）高齢者保護措置事業

原則として65歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームへの入所の措置をしていきます。

○入所措置の状況

区 分	実 績		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
万 生 園 (人)	74	74	82
きたかみ園 (人)	3	2	3
ひばり園 (人)	9	9	10
借 楽 園 (人)	2	2	2
松 風 荘 (人)	3	2	2
松 寿 園 (人)	1	1	1
合 計 (人)	92	90	100

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
判定委員会入所許可者数 (人)	17	8	10	10	10	10
養護老人ホーム等入所者数 (人)	14	11	10	10	10	10

### (8) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に規定された老人福祉施設であり、65歳以上の高齢者であって身体上、精神上等の理由や、経済的理由により居宅での生活が困難な方が入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。

本市においては、「養護老人ホーム万生園」がありますが、石巻地区広域行政事務組合の特定事業（PFI事業）により、維持管理、運営は平成21年4月1日より、広域行政事務組合から社会福祉法人こごた福祉会へ移譲、今日まで適正な運営が行われています。

今後も、石巻地区広域行政事務組合を構成する中核市として、構成市町、こごた福祉会と連携を密にし、引き続き必要な支援を行います。

### (9) 住民の交流の場づくり事業

東日本震災に伴う応急仮設住宅や復興住宅そして従来の住宅と、様々な住環境の中で、高齢者等の閉じこもり予防を主眼とした交流の場を設け、長く続けることができる運動等を通じた健康づくり等地域のボランティア活動を推進するため、住民による自主的な取り組みを支援します。

また、住民の意向を尊重しながら、将来的に地域ボランティアによる支え、支え合う仕組みづくりを応援します。

#### ○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ラジオ 体 操	開 催 日 程			月～金	月～金	月～金	月～金
	参 加 延 人 数 (人)			2,083	2,083	2,083	2,083
運 動 の 会	開 催 回 数 (回)			7	7	7	7
	参 加 延 人 数 (人)			70	70	70	70
健 康 相 談 会	開 催 回 数 (回)			0	12	12	12
	参 加 延 人 数 (人)			0	360	360	360

### 3 認知症高齢者・家族への支援の充実

認知症は誰にでも起こりうる「脳の病気」です。「いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることにより様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態」のことです。

症状としては、「記憶障がい」や「見当識障がい」、「理解・判断力の低下」等の中核症状や、「不安・焦燥」、「うつ状態」、「幻覚・妄想」、「徘徊」等の周辺症状という形で現れます。

一般に、85歳以上の3～4人に1人は認知症といわれており、厚生労働省の推計によると、2015年（平成27年）には認知症高齢者が全国で約345万人、2020年（平成32年）には410万人、2025年（平成37年）には470万人になるとみられています。

●わが国の認知症高齢者数の将来推計

	平成22年 (実績値)	平成27年	平成32年	平成37年
日常生活自立度※「Ⅱ」以上	280万人	345万人	410万人	470万人
高齢者に占める割合	9.5%	10.2%	11.3%	12.8%

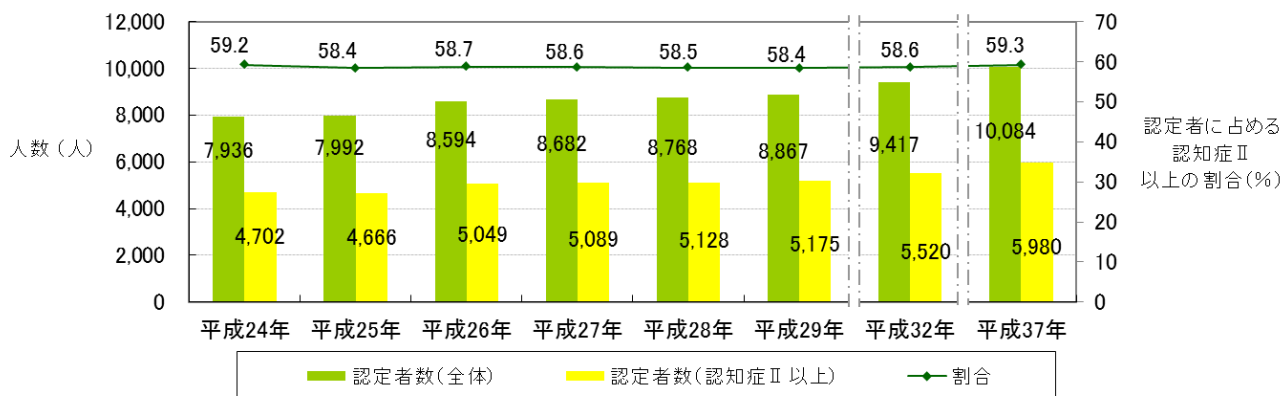
注：要介護認定を行っていない認知症高齢者は含まない。

※日常生活自立度については巻末資料参照。

資料：厚生労働省

本市においても認知症高齢者は増加傾向にあり、将来的にはさらなる増加が見込まれます。

●石巻市の認知症高齢者数の推移と推計



※厚生労働省が示す平成24年度実績値を基準として推計。

認知症高齢者には意思疎通に問題のある人が非常に多く、家族の介護負担が大きいことから、本人のみならず家族も含めた支援が必要となっています。周囲の人々の認知症に対する正しい理解を深め、脳活性化事業等を通じて認知症予防を図るとともに、たとえ認知症になっても本人や家族が孤立しない体制を整備することで、認知症高齢者と介護する家族への支援を推進します。

### （１）認知症ケアパスの構築

認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」を決めておくもので、認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）において示されている施策です。

現在、認知症ケアパスの作成に向けて、市と地域包括支援センターが協力し市内の認知症を支える社会資源の把握を行っており、今後は認知症に関わる専門職が参画し、石巻市独自の認知症ケアパスを作成します。

### （２）認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターと密接に連携しながら、認知症対応に特化した活動に従事し、認知症の方やその家族を支援する相談業務等の役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症サポート医や介護サービス事業所等との連携により、地域の実情に配慮した支援体制の構築を図ります。

### （３）認知症サポーター・キャラバンメイトの養成

平成17年度から開始している認知症サポーター100万人キャラバンに沿って、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、「認知症サポーター」及び「キャラバンメイト」を養成し、認知症になっても安心して暮せるまちを目指します。

#### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
講座開催数（回）	9	21	25	30	30	30
受講者数（人）	239	563	800	1,000	1,000	1,000
キャラバンメイト 登録者累計（人）	111	115	141	156	171	186

#### （４）認知症相談会

「認知症」を身近に相談できる仕組みづくりとして、認知症初期の段階で早期に発見し、専門機関へつなげられるよう、認知症専門医や精神保健福祉士による家族、介護支援専門員からの相談会を開催します。

また、介護者家族を対象にした情報交換会や研修会を開催し、お互い交流を図りながら、介護負担の軽減を図ります。

##### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（回）				6	6	10
参加延人数（人）				24	40	40

#### （５）若年性認知症への対応

近年では、認知症が高齢者に限らず、より若い世代にも発症するケースがみられ、65歳未満に発症する認知症を「若年性認知症」と呼んでいます。今後は、若年性認知症への一般の理解を深めるとともに、現役世代である本人への特段の配慮と適切な対応に努めます。

#### （６）徘徊高齢者SOSネットワーク事業

認知症等により徘徊のために行方がわからなくなった高齢者を、早期発見及び当該高齢者の事故防止のため、警察や行政、地域包括支援センターや地域の人等が協力し、家族の元へ帰すことを目的として、保護されたとき身元がすぐ確認できるよう、徘徊する恐れのある高齢者を登録し、その家族等の精神的負担の軽減を図ります。

##### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数（人）	46	50	56	60	65	70

## (7) 脳活性化事業

認知症予防・認知症の早期発見及び認知症の回復のため、60歳以上の方を対象に二段階方式チェック※を導入し、自分の脳の健康状態を知り、さらに、脳を刺激する生活についての意識を高めていけるよう支援していきます。また、脳活性化教室を地域で自主的に活動できるように、継続して支援します。

### ※二段階方式チェック

- 一段階：「かなひろいテスト」を実施し、脳機能が全般的に正常か、機能が低下しているかを見分ける。
- 二段階：さらに詳しく、個別で脳の神経心理機能検査（MMS検査等）を実施し、どういう特徴で脳機能が低下しているかを見分ける。

脳機能低下の特徴は各々個人差があり、個別に応じた助言・指導等を行う。

### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教室の数(地区)	5	5	5	5	5	5
実施回数(回)	18	6	10	60(10)	60(10)	60(10)
参加者延人数(人)	266	95	159	864(150)	840(150)	840(150)

※自主的な活動になってきています。H24～H26 年度実績は保健師が参加して支援している回数、H27～H29 年度は( )に保健師が参加して支援する回数。

## (8) 地域密着型介護サービスの充実

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるなか、認知症の人を適切にケアし、家族の負担を軽減させるものとして、今後も認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護の認知症対応型サービスをはじめ、小規模多機能型居宅介護等のサービスを提供いたします。

さらに、高齢者が身近な地域で生活できる環境を確保するため、介護サービス提供基盤の充実も図ります。

## 4 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

高齢になっても地域で安心して暮らしていくためには、虐待等にあうことなく、人権を尊重されることが大切であるとともに、判断能力が低下した時等に、高齢者の権利を守る仕組みが求められます。

今後も、虐待等を未然に防ぎ、早期に発見できる体制を整備するとともに、高齢者の権利擁護の仕組みの周知徹底を図り、誰もが人間として尊重され、不利益をこうむることのない体制づくりに努めます。

### （1）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して成年後見、保佐及び補助の開始に係る審判の請求等を行います。

#### ○事業の実施内容

対 象 者	次の要件をおおむね満たした方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事理を弁識する能力の程度が低い方</li> <li>・ 生活状況及び健康状況が不十分である方</li> <li>・ 配偶者及び四親等内の親族による保護の可能性が低い方</li> <li>・ 行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びに日常生活上の支援が必要な方</li> </ul>
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判の請求に要した費用を市が負担する。</li> <li>・ 成年後見人、保佐人及び補助人への報酬に関し、助成金を交付する。</li> </ul>

#### ○事業の実施状況

区 分	対象者	実 績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
成年後見（件）	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	0	8	10
保 佐（件）	判断能力が著しく不十分な方	0	1	0
補 助（件）	判断能力が不十分な方	0	0	0

## （2）高齢者虐待への組織的対応

平成24年度まで高齢者・児童・障がい者虐待及びDV対応については担当部署ごとに行ってまいりましたが、各種虐待が複合する事案への相談及び支援業務に一連性をもって迅速かつ適切に対応するため、「虐待防止センター」を平成25年度に設置いたしました。

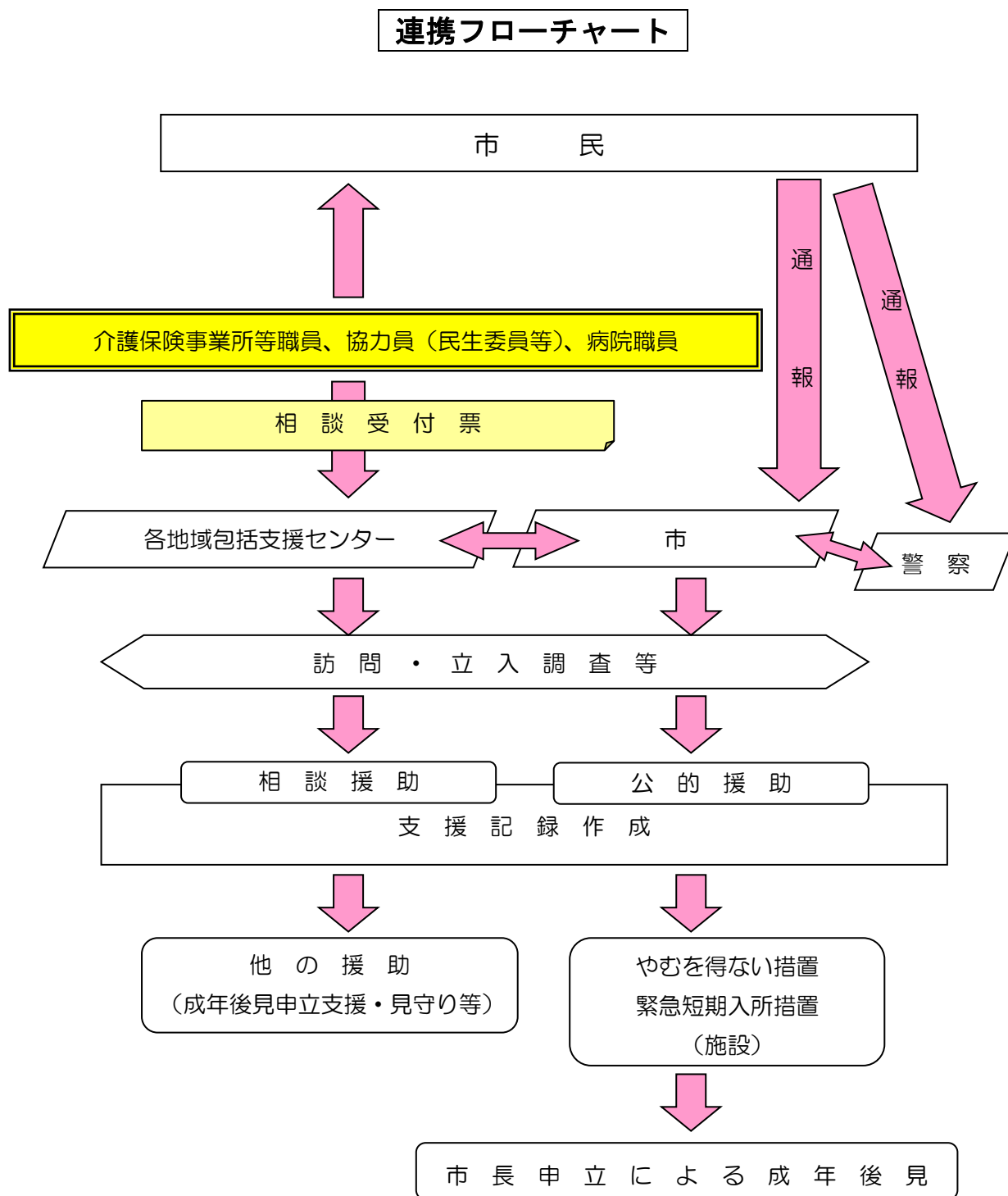
高齢者虐待については、事案内容に応じて下表の各機関と連携を密にして対応しておりますが、引き続き関係機関が一体となり、虐待を受ける高齢者の保護及び権利擁護並びに養護者への支援を行ってまいります。

主な関係機関	石巻市の高齢者施策担当課 石巻市地域包括支援センター 石巻警察署・河北警察署 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 石巻市医師会・桃生郡医師会 仙台弁護士会 宮城県司法書士会石巻支部 特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」 リーガルサポート宮城県支部 石巻市社会福祉協議会 石巻市民生委員協議会
--------	---



（3）高齢者虐待対応体制

本市で発生する高齢者への虐待に対しては、地域包括支援センターと連携を図り、関係機関が一体となって適切かつ迅速な対応に努めます。



## 5 医療との連携の充実

高齢者の健康な生活を支えていくためには、その健康を第一に預かる医師・看護師等の医療関係者と、リハビリ等の医療系事業者、ヘルパーやデイサービス等の介護事業者、保健福祉を担う市の担当課等がこれまで以上に連携を図ることが重要です。

石巻市地域包括ケア推進協議会では、医師・歯科医師・薬剤師や介護保険事業者並びに自治会等に対するアンケート調査の実施により、地域の医療・介護サービス資源や連携の課題を把握し、より効果的な連携のあり方や対応について協議を重ねるとともに、医療関係者、介護事業者等ごとの研修会や市民も対象としたシンポジウム等の開催を通して、地域包括ケアシステムの推進に向けた積極的な啓発活動を行っています。

本市においても、被災地最大の仮設住宅である開成・南境地区に包括ケアセンターを設置し、毎日のラジオ体操等により被災者の閉じこもりや生活不活発状態の解消やいつでも健康相談ができる体制づくりに努めています。隣接する市立病院開成仮診療所との連携と合せて、この取り組みは、今後、全市に包括ケアシステムを展開するモデルとなることから、既存の地域コミュニティも対象とした活動や、将来目指す「“次世代型”の地域包括ケアシステム」の構築に向け、夏季期間における子どもや障がいのある方等を対象に、高齢者との交流事業も実施しています。

また、医療と介護の連携には、医療を提供する側と介護事業者、行政等の顔の見える関係を構築することが大切であることから、協議会等の各種会議のみならず、医師や看護師、介護事業者や市の保健師等による多職種連携会議や個別ケースの検討等により情報を共有し、在宅における医療・介護の円滑な提供体制づくりに取り組んでいきます。

平成28年に開院が予定されている石巻市立病院や地域の病院・診療所等との連携のあり方についても、退院時の連携調整を含み24時間365日の切れ目ないサービスの提供を目標に、安心して地域で暮らすことができる環境整備に向けた議論を重ねていきます。

本市の実情に合った包括ケア実現のため、関係機関と医療機関との連携を、さらに強化していきます。

### (1) 介護サービス事業者と医療機関等の連携強化

専門職や市民への研修により制度の普及に努めるとともに、多職種連携会議の充実、地域ケア会議の見直しを図り、一層の情報共有に努めます。また、医療・介護関係者の会議を通じて現状を確認しながら課題を抽出し、解決策等を協議していくことにより効果的な医療・介護の連携の枠組みを検討していきます。

## （２）在宅療養に向けた体制の整備

医療と介護の連携により、在宅療養者のニーズに対応した適切な治療やケアが包括的に提供される体制づくりを推進します。

また、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた柔軟な対応ができる体制確保に向け検討していきます。

## （３）在宅医療提供に向けた取り組み

在宅療養を進める上で、在宅医療の提供力が重要であることから、在宅医療や往診等を行っている医師の継続的な体制を確保するため、先進事例等も参考にした主治医・副主治医制度の導入等を検討していきます。

併せて、平成28年に開院を予定している石巻市立病院がバックアップ機関として在宅医療に効果的に関わっていく方策等について議論を進めるとともに、被災した半島部等における医療・介護の体制整備についても、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者等関係機関と連携しながら、安心して暮らすことのできる環境整備に努めます。

## 6 高齢者の居住環境の充実

加齢に伴い身体機能等が低下してくると、長年住み慣れた自分の住居であっても、それが必ずしも住みやすい生活環境であるとは言えない状況もでてきます。高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の生活に配慮した住宅供給に努め、高齢者の居住環境の整備に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等を背景に、共同住宅やケア付き住宅等への住み替え等、住まいに対する新たなニーズへの対応についても検討していきます。

### (1) 住宅改修・福祉用具利用の支援

自宅での手すりの取付け等が高齢者一人ひとりの生活機能に合わせた改修となるためには、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護支援専門員による相談・指導等の住宅改修に係る支援が必要です。そのため、本市では介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に発生する経費の助成を行っています。

また、高齢者個々の生活環境や身体の状態に応じた福祉用具を利用することでも、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。このことから、適切な利用方法の指導や情報提供による福祉用具の普及・啓発を行い、高齢者の自宅での生活支援の推進を図ります。

#### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修 理由書作成助成数 (件)	17	39	35	35	35	35

## 7 生活支援サービスの体制整備

### （1）地域づくり支援事業

生活支援コーディネーターの設置や地域コミュニティ、社会福祉協議会等と協働した協議体の設立等により生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みを整備し、生活支援サービスの充実を図りながら、高齢者が支える側にまわる仕組みや住民同士のささえ合いを推進します。

#### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活支援コーディネーター育成人数				5	10	15
住民の担い手発掘・育成人数				100	100	100

### （2）多職種連携会議等の開催

仮設住宅での見守り等を通して個別課題の把握に努め、適切な機関等への情報提供、多職種連携会議による情報共有や課題解決に向けた個別事案の検討を実施しています。また、被災地最大の仮設住宅を抱える開成・南境地区のにおいては、既存の地域コミュニティと連携した地域を考える会議を開催し地域のあり方を考えています。

このような取り組みは、地域包括ケアシステム構築に向けたモデルとなることから今後、効果的な開催方法等を確認しながら、市内全域へ展開していきます。

#### ○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
多職種連携会議	開催回数 (回)		12	12	12	12
	参加延人数 (人)		420	420	420	420
開成・南境地区の ことを考える会議	開催回数 (回)		9	24	24	24
	参加延人数 (人)		180	480	480	480

## 第8章 震災からの再生期における高齢者支援

東日本大震災によって被災した高齢者の状況をみると、癒えない心の傷、今後の生活に対する不安、体の変調等で悩まれている方も少なくありません。また、震災により変容した生活環境の中で心身の機能が衰えてしまう方、仮設住宅等への生活拠点の移動を余儀なくされて日常生活に不便を感じておられる方等、一人ひとりの支援のニーズは様々であると考えられます。

第6期計画期間は、本市においては震災から5年目の再生期に入り、仮設住宅等から復興公営住宅へ転居される方や被災市街地復興土地区画整理事業の一部供給に伴い、新たな住宅が整備される等、既存地域住民のコミュニティ及び新たな街づくりのための地域コミュニティの形成に向け、高齢者の方々に対し、今後継続的に支援を図ります。

### 1 被災高齢者の健康支援と医療の確保

#### (1) 心のケアの実施

○震災後、復興住宅への移行期を迎え、住居やコミュニティの変化、人間関係のトラブル等により、心のケアが必要な被災者に対し、関係機関と連携しながら各種事業を実施し、継続的な支援を行います。

#### 【主な取り組み】

##### ① 専門職による相談事業の実施

医師、臨床心理士、精神保健福祉士等による来所・訪問・電話相談並びに相談会を開催します。

##### ② 講演会等の開催

市や関係団体が共同で講演会等を開催します。

##### ③ 傾聴ボランティア活動の推進

傾聴ボランティアによる傾聴活動並びに傾聴ボランティアを養成・育成します。

## （2）生活習慣病・生活不活発病の予防

○震災後、認知症や要介護状態の方が増加している現状であり、環境の変化やストレスによる、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の重症化、活動量の低下による生活不活発病等の啓発や予防のために、健康教育や健康相談、運動教室、介護予防事業を実施します。

### 【主な取り組み】

#### ①健康教室や相談会の開催

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象に、生活習慣病の重症化を予防し、認知症や要介護状態のリスクを低下できるような、健康教室や相談会を開催します。

#### ②運動教室の開催

運動普及ボランティア（ダンベルリーダーと同義）の協力を得ながら、仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象とし、生活習慣の改善や介護予防を目的とした運動教室等を開催します。

#### ③介護予防教室の開催

地域包括支援センターとの連携により高齢者の仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした介護予防教室等を開催します。

## （3）栄養・食生活支援及び口腔ケア対策の実施

○震災後の栄養状態の低下や調理意欲の低下、生活習慣病の悪化を防ぐために健康教室や健康相談会、栄養・食生活支援事業を実施します。

○高齢者の誤嚥性肺炎の発症予防や口腔機能の低下を防ぐため、健康教室や歯科相談会を開催するとともに、訪問による口腔ケア指導等を実施します。

### 【主な取り組み】

#### ①栄養教室や栄養相談会の開催

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象とした栄養教室や栄養相談会を開催します。

#### ②栄養士の電話・訪問による支援

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象とした栄養士による電話相談や訪問相談を実施します。

#### ③歯科衛生士による健康教室や歯科相談会の実施

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象に、歯科衛生士による健康教室や歯科相談会を実施します。

#### ④訪問による口腔ケア指導の実施

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象に、訪問による口腔ケア指導を実施します。

#### (4) 再生期における診療体制の整備

- 石巻市立病院が果たしてきた役割を踏まえ、震災時においても機能する病院として、平成28年に開院し、石巻赤十字病院との機能分化・連携強化を図るほか、「急性期医療」、一部2次救急患者を受け入れる「1.5次救急」、回復期において医療提供を行う「亜急性期医療」、健康状態に回復させ早期社会復帰を目指す「回復期医療」、痛み等の諸症状コントロールにより患者及び家族の負担軽減を図る「緩和ケア」を行うとともに、在宅医療の拠点施設として、本医療圏における切れ目のない医療の提供に努めます。
- 石巻市立病院の開院までの間は、石巻市立病院開成仮診療所において、市立病院の医療資源を最大限に活用しながら、外来にとどまらず保健活動にも重点を置き、さらに市内全域での在宅医療に取り組みます。
- 夜間急患センター、雄勝診療所、雄勝歯科診療所、橋浦診療所、寄磯診療所を設置しており、引き続き1次救急医療やへき地医療の確保に努めていきます。
- 震災により診療所や病院が減少した中で、休日や夜間の救急医療を確保するため、民間医療機関と連携し、在宅当番医制や病院群輪番制を引き続き実施します。



## 2 被災高齢者への生活支援

### （1）相談支援等の充実

○応急仮設住宅建設地域内に整備したささえあいセンター（応急仮設住宅サポートセンター）や包括ケアセンターを中心に、各種相談支援事業等を実施します。

#### 【主な取り組み】

##### ①相談支援事業の実施

ささえあいセンターを中心に、地域包括支援センター等との連携による適切なニーズ把握を行い、相談支援を実施します。

##### ②ICT 地域のきずな再生事業の実施

保健師、訪問支援員等関係スタッフがタブレット端末を活用し、被災者の必要な情報の検索及び情報提供をタイムリーに行うとともに、被災者の健康情報や相談履歴を共有することで効果的な支援を実施します。

### （2）見守り等の実施

○要援護者をはじめ、個々の状況にあわせたサービス提供ができるように、関係機関等による見守りを強化します。

#### 【主な取り組み】

##### ①被災者見守りシステムの実施

ひとり暮らし高齢者等の不安解消を図るため、見守りシステム（緊急通報装置）の設置を推進します。

##### ②仮設住宅の訪問巡回

仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。）における、訪問や声かけを継続して実施します。

### 3 被災高齢者を支える地域づくり

#### （1）民生委員・児童委員活動の推進

- 被災地の復興や復興公営住宅等新たなコミュニティ形成等を踏まえ、民生委員・児童委員の担当地区及び定数を見直し、民生委員・児童委員が必要となる地域の委員の選任を行い、活動の強化を図ります。

#### （2）各種福祉サービスとサービス事業者への支援

- サービスを必要とする高齢者、要支援・要介護者、障がい者等に対して地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等との連携により、適切な情報提供や相談支援の強化を図ります。
- 応急仮設住宅、在宅等で増加する要援護者に対して、ささえあいセンターの活用等により、生活支援、孤独感の解消、心のケアのほか、必要に応じた福祉サービスを提供します。

#### （3）適切な支援をつなぐ地域づくり

- 適切な支援をつなぐ地域づくりのため、コミュニティ再生への支援と各サービスの連携を図る地域福祉コーディネーターの育成・配置を進めます。

#### （4）災害時における要援護者への対応策の強化

- 他の自治体、事業所、医療関係団体等と災害時における要援護者等の受入協定等の締結を推進します。
- 災害時における保健・福祉・医療・介護等、各分野の連携体制の再構築を図ります。

#### 【主な取り組み】

##### ①福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定の締結

災害発生時に、指定避難所での避難生活が困難な要援護者のために開設する福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定の締結を促進します。

##### ②市街地再開発事業等との連携

中心市街地における市街地再開発事業等との連携により、被災高齢者を支える地域づくりの実現を目指します。

# 資 料 編



## 1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過

開催年月日		内 容
平成 26 年	6 月 6 日	平成 26 年度第 1 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①日常生活圏域ニーズ調査結果について ②石巻市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定委託業務について ③介護保険制度の改正（案）について (2) 諮問第 1 号 石巻市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の策定について
	7 月 25 日	平成 26 年度第 2 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①平成 25 年介護保険事業等の状況について ②平成 25 年度一般会計及び介護保険事業特別会計決算見込みについて ③日常生活圏域ニーズ調査と施策範囲について (2) 審議事項 ①第 6 期介護保険事業計画について
	10 月 1 日	平成 26 年度第 3 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①第 6 期介護保険事業計画について
	10 月 24 日	平成 26 年度第 4 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について ・第 6 期介護保険事業計画骨子（案）について ・介護サービス基盤整備（案）について
	11 月 11 日	平成 26 年度第 5 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①平成 26 年度（上半期）包括ケア推進室・包括ケアセンターの主な活動について (2) 審議事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について
平成 27 年	2 月 13 日	平成 26 年度第 6 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①パブリックコメントの実施結果について ②介護報酬引き下げ等に伴う第 6 期介護保険事業計画（案）の見直しについて ③第 6 期介護保険事業計画（案）の文言修正について ④市長への答申について

## 2 石巻市介護保険条例

抜 粋

平成17年4月1日

条例第165号

(審議会の設置等)

第14条 介護保険の運営に関する重要な事項を調査し、審議するため、石巻市介護保険運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護保険の運営に関する事項

(組織)

第15条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者 7人
- (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 3人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 7人

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、前条第2項第2号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の運営に関する委任)

第18条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 3 石巻市介護保険運営審議会・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期：平成26年7月5日～平成29年7月4日

区分	氏名	地区名	役職名
1号委員	あい ざわ まさ すけ 相 澤 政 助	石巻地区	石巻市老人クラブ連合会副会長
	すえ なが すずむ 末 永 晋	河南地区	河南地区民生委員児童委員協議会会長
	さくら い よし こ 櫻 井 美 子	河北地区	河北地区民生委員児童委員協議会会長
	たか はし 高 橋 とよみ	桃生地区	
	はた やま かん りょう 畑 山 貫 梁	雄勝地区	雄勝地区民生委員児童委員協議会会長
	おお うち こう いち 大 内 耕 一	北上地区	北上地区民生委員児童委員
	あ べ ただ かつ 阿 部 忠 勝	牡鹿地区	
2号委員	は が のぶ ゆき 芳 賀 信 幸		石巻専修大学理工学部教授
	すず き ひろし 鈴 木 廣		石巻市医師会理事
	く が え み こ 久 我 恵美子		石巻市国際交流協会会長
3号委員	わた なべ かず お 渡 辺 一 男	石巻地区	特別養護老人ホーム和香園施設長
	えん どう さ なえ 遠 藤 早 苗	河南地区	特別養護老人ホーム花水木施設長
	ひ の さとし 日 野 智	河北地区	石巻市社会福祉協議会河北支所長
	あ べ とし かつ 阿 部 敏 一	桃生地区	せんだんの杜ものう総合施設長
	はら りつ こ 原 律 子	雄勝地区	特別養護老人ホーム雄心苑施設長
	あ べ よし じ 阿 部 喜 治	北上地区	特別養護老人ホームきたかみ施設長
	すず き しず え 鈴 木 静 江	牡鹿地区	特別養護老人ホームおしか清心苑施設長

※介護保険条例第15条第2項の規定による委員については下記のとおりです。

1号委員：被保険者を代表する者

2号委員：介護に関する学識又は経験を有する者

3号委員：介護サービスに関する事業に従事する者

## 4 認知症に関する日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：厚生労働省



---

石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

【平成27年度～29年度】

平成27年3月

---

発行 石巻市

編集 石巻市健康部介護保険課

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

TEL 0225-95-1111

FAX 0225-92-5791

ホームページアドレス <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

---